



平成29年6月19日

九州地方整備局

『九州ブロック発注者協議会（幹事会）』を開催しました ～更なる公共工事の品質確保に向けて～

九州ブロック発注者協議会（幹事会）を開催しましたのでお知らせします。
今回は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施や品質確保に向けた各
県部会の取り組み状況等について情報交換を行いました。

○開催日時：平成29年6月13日（火） 14：00～16：00

○開催場所：福岡第2合同庁舎 2階 共用会議室

○参考添付資料：（1）会議次第
（2）資料

九州ブロック発注者協議会とは、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等につ
いて情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を構築するとともに、
建設生産システムの効率化に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにお
ける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とし、公
共工事を発注する52機関（国17、県7、政令市3、市8、特殊法人等6、国立大
学法人9及びオブザーバー2）が参画しています。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局

住 所：福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

電話番号：（092）471－6331（代表）

（092）476－3546（技術管理課直通）

企画部 技術管理課長

たけした しんじ
竹下 真治 （内線：3311）

企画部 技術管理課 課長補佐

じろうまる けいた
次郎丸 敬太 （内線：3313）

日 時：平成29年 6 月13日（火）14:00 ～ 16:00
場 所：福岡第2 合同庁舎 2 階 共用会議室

九州ブロック発注者協議会 （平成29年度第1回幹事会）

会 議 次 第

1 開会挨拶

2 規約改正

3 議 題

- 1) 公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施について（資料－1）
 - 全国統一指標の導入について
 - ・適正な予定価格の設定
 - ・適切な設計変更
 - ・施工時期等の平準化
 - 発注情報の一元化について
 - 総合評価落札方式の取り組みについて

質 疑

- 2) 各県部会からの報告（品質確保に向けた各機関の取り組み等）（資料－2）
 - ・福岡県
 - ・佐賀県
 - ・長崎県
 - ・大分県
 - ・宮崎県
 - ・鹿児島県
 - ・熊本県

意見交換

4 情報提供

- 1) 働き方改革の実現に向けた週休2日の推進の取り組みについて（資料－3）
- 2) i-Constructionの推進について（資料－4）
- 3) インフラメンテナンス国民会議について（資料－5）

質 疑

5 閉会挨拶

「九州ブロック発注者協議会」設置規約 改正案

改正前	改正後
「九州ブロック発注者協議会」設置規約	「九州ブロック発注者協議会」設置規約（案）
（名称） 第1条 本会は、九州ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。 （目的） 第2条 協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の連携体制を強化するとともに、建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。 （事務） 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整を行うとともに、公共工事の品質確保のための施策の推進を図るものとする。	（名称） 第1条 本会は、九州ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。 （目的） 第2条 協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の連携体制を強化するとともに、建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。 （事務） 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整を行うとともに、公共工事の品質確保のための施策の推進を図るものとする。

一 公共工事の品質確保の促進に関する事項 二 建設生産システムにおける生産性向上に関する事項 三 発注者の支援に関する事項 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項 (委員) 第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。 (会長及び副会長) 第5条 協議会に会長を置き、国土交通省九州地方整備局長がこれにあたる。 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。 3 協議会に副会長を2名置き、農林水産省九州農政局農村振興部長及び福岡県県土整備部長がこれにあたる。 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。 (会議) 第6条 協議会の会議は、会長が招集する。 2 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。 3 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。	一 公共工事の品質確保の促進に関する事項 二 建設生産システムにおける生産性向上に関する事項 三 発注者の支援に関する事項 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項 (委員) 第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。 (会長及び副会長) 第5条 協議会に会長を置き、国土交通省九州地方整備局長がこれにあたる。 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。 3 協議会に副会長を2名置き、農林水産省九州農政局農村振興部長及び福岡県県土整備部長がこれにあたる。 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。 (会議) 第6条 協議会の会議は、会長が招集する。 2 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。 3 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
---	---

(幹事会) 第 7 条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別紙 2 に掲げる幹事をもって構成する 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省九州地方整備局企画部長がこれにあたる。 4 幹事会に副幹事長を 2 名置き、農林水産省九州農政局農村振興部設計課長及び福岡県県土整備部企画課技術調査室長がこれにあたる。 (専門部会) 第 8 条 地域の実情を踏まえた各種施策の検討及び推進を図るため、専門部会を置く。 2 専門部会は、各県・政令市及び九州地方整備局をもって構成するものとするが、必要に応じてその他の機関も参加することができる。 (県部会) 第 9 条 九州各県に協議会等と連携し施策を進める各県部会を置くものとする。なお各県部会の規約等は各県毎に定める。 (庶務) 第 10 条 協議会の庶務は、九州地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。	(幹事会) 第 7 条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別紙 2 に掲げる幹事をもって構成する 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省九州地方整備局企画部長がこれにあたる。 4 幹事会に副幹事長を 2 名置き、農林水産省九州農政局農村振興部設計課長及び福岡県県土整備部企画課技術調査室長がこれにあたる。 (専門部会) 第 8 条 地域の実情を踏まえた各種施策の検討及び推進を図るため、専門部会を置く。 2 専門部会は、各県・政令市及び九州地方整備局をもって構成するものとするが、必要に応じてその他の機関も参加することができる。 (県部会) 第 9 条 九州各県に協議会等と連携し施策を進める各県部会を置くものとする。なお各県部会の規約等は各県毎に定める。 (庶務) 第 10 条 協議会の庶務は、九州地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。
--	--

(雑則) 第 11 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。 (附則) この規約は、平成 2 8 年 8 月 5 日から施行する。	(雑則) 第 11 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。 (附則) この規約は、平成 年 月 日から施行する。
--	--

別紙 1 第 4 条関係（協議会委員） 会長 国土交通省 九州地方整備局長 副会長 農林水産省九州農政局農村振興部長 副会長 福岡県県土整備部長 委員 警察庁九州管区警察局総務監察部長 財務省九州財務局総務部長 財務省福岡財務支局財務主幹 財務省門司税関総務部長 財務省長崎税関総務部長 財務省国税庁福岡国税局総務部次長 財務省国税庁熊本国税局総務部次長 農林水産省 林野庁 九州森林管理局 総務企画部長 経済産業省九州経済産業局総務企画部長 国土交通省九州地方整備局副局長（総務部長） 国土交通省九州地方整備局企画部長（幹事長） 国土交通省九州地方整備局建政部長 国土交通省九州地方整備局河川部長 国土交通省九州地方整備局道路部長 国土交通省九州地方整備局港湾空港部長 国土交通省九州地方整備局営繕部長 国土交通省九州運輸局総務部長 国土交通省海上保安庁第七管区海上保安本部経理補給部長	別紙 1 第 4 条関係（協議会委員） 会長 国土交通省 九州地方整備局長 副会長 農林水産省九州農政局農村振興部長 副会長 福岡県県土整備部長 委員 警察庁九州管区警察局総務監察部長 財務省九州財務局総務部長 財務省福岡財務支局財務主幹 財務省門司税関総務部長 財務省長崎税関総務部長 財務省国税庁福岡国税局総務部次長 財務省国税庁熊本国税局総務部次長 農林水産省 林野庁 九州森林管理局 総務企画部長 経済産業省九州経済産業局総務企画部長 国土交通省九州地方整備局副局長（総務部長） 国土交通省九州地方整備局企画部長（幹事長） 国土交通省九州地方整備局建政部長 国土交通省九州地方整備局河川部長 国土交通省九州地方整備局道路部長 国土交通省九州地方整備局港湾空港部長 国土交通省九州地方整備局営繕部長 国土交通省九州運輸局総務部長 国土交通省海上保安庁第七管区海上保安本部経理補給部長
--	--

国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部経理補給部長	国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部 経理補給部長 総務部長
環境省九州地方環境事務所統括自然保護企画官	環境省九州地方環境事務所統括自然保護企画官
防衛省九州防衛局調達部長	防衛省九州防衛局調達部長
福岡高等裁判所事務局長	福岡高等裁判所事務局長
佐賀県県土整備部長	佐賀県県土整備部長
長崎県土木部長	長崎県土木部長
熊本県土木部長	熊本県土木部長
熊本県農林水産部農村振興局長	熊本県農林水産部農村振興局長
大分県土木建築部長	大分県土木建築部長
宮崎県県土整備部長	宮崎県県土整備部長
鹿児島県土木部長	鹿児島県土木部長
北九州市技術監理局長	北九州市技術監理局長
福岡市財政局理事	福岡市財政局理事
熊本市総務局契約監理部長	熊本市総務局契約監理部長
久留米市副市長	久留米市副市長
佐賀市副市長	佐賀市副市長
長崎市理財部長	長崎市理財部長
八代市副市長	八代市副市長
大分市副市長	大分市副市長
宮崎市副市長	宮崎市副市長
薩摩川内市副市長	薩摩川内市副市長
鹿児島市副市長	鹿児島市副市長
西日本高速道路株式会社九州支社建設・改築事業部長	西日本高速道路株式会社九州支社建設・改築事業部長
独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館副館長	独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館副館長

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部九州新幹線建設局計画次長 独立行政法人都市再生機構九州支社住宅経営部長 独立行政法人水資源機構筑後川局長 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 九州支部石炭業務部長 国立大学法人九州大学施設部長 国立大学法人福岡教育大学理事 国立大学法人九州工業大学副学長 国立大学法人佐賀大学環境施設部長 国立大学法人長崎大学施設部長 国立大学法人熊本大学施設担当部長 国立大学法人大分大学財務部長 国立大学法人宮崎大学施設環境部長 国立大学法人鹿屋体育大学事務局長	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部九州新幹線建設局計画次長 独立行政法人都市再生機構九州支社住宅経営部長 独立行政法人水資源機構筑後川局長 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 九州支部石炭業務部長 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
--	--

別紙 2 第 7 条関係（幹事会委員） 幹事長 国土交通省九州地方整備局企画部長 副幹事長 農林水産省九州農政局農村振興部設計課長 副幹事長 福岡県県土整備部企画課技術調査室長 幹事 警察庁九州管区警察局総務監察部会計課長 財務省九州財務局総務部会計課長 財務省福岡財務支局会計課長 財務省門司税関総務部会計課長 財務省長崎税関総務部会計課長 財務省国税庁福岡国税局総務部営繕監理官 財務省国税庁熊本国税局総務部営繕監理官 農林水産省林野庁九州森林管理局総務企画部經理課長 経済産業省九州経済産業局総務企画部会計課長 国土交通省九州地方整備局地方事業評価管理官 国土交通省九州地方整備局契約管理官 国土交通省九州地方整備局企画部技術調整管理官 国土交通省九州地方整備局企画部技術開発調整官 国土交通省九州地方整備局企画部工事品質調整官 国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課長 国土交通省九州地方整備局建政部建設産業調整官 国土交通省九州地方整備局河川部地域河川調整官 国土交通省九州地方整備局道路部地域道路調整官	別紙 2 第 7 条関係（幹事会委員） 幹事長 国土交通省九州地方整備局企画部長 副幹事長 農林水産省九州農政局農村振興部設計課長 副幹事長 福岡県県土整備部企画課技術調査室長 幹事 警察庁九州管区警察局総務監察部会計課長 財務省九州財務局総務部会計課長 財務省福岡財務支局会計課長 財務省門司税関総務部会計課長 財務省長崎税関総務部会計課長 財務省国税庁福岡国税局総務部営繕監理官 財務省国税庁熊本国税局総務部営繕監理官 農林水産省林野庁九州森林管理局総務企画部經理課長 経済産業省九州経済産業局総務企画部会計課長 国土交通省九州地方整備局地方事業評価管理官 国土交通省九州地方整備局契約管理官 国土交通省九州地方整備局企画部技術調整管理官 国土交通省九州地方整備局企画部技術開発調整官 (削除) 国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課長 国土交通省九州地方整備局建政部建設産業調整官 国土交通省九州地方整備局河川部地域河川調整官 国土交通省九州地方整備局道路部地域道路調整官
--	---

国土交通省九州地方整備局港湾空港部事業計画官 国土交通省九州地方整備局営繕部営繕品質管理官 国土交通省九州運輸局総務部会計課長 国土交通省海上保安庁第七管区海上保安本部 経理補給部経理課長 国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部 経理補給部経理課長 環境省九州地方環境事務所自然環境整備課長 防衛省九州防衛局調達部調達計画課長 福岡高等裁判所事務局会計課長 福岡県農林水産部農山漁村振興課長 福岡県建築都市部建築都市総務課契約室長 佐賀県県土整備部入札・検査センター長 佐賀県県土整備部建設・技術課長 長崎県土木部建設企画課企画監 長崎県農林部農村整備課長 熊本県土木部監理課長 熊本県土木部土木技術管理課長 熊本県農林水産部技術管理課長 大分県土木建築部公共工事入札管理室長 大分県土木建築部県設政策課長 大分県農林水産部工事技術管理室長 宮崎県県土整備部技術企画課長 宮崎県県土整備部管理課長 鹿児島県土木部監理課長	国土交通省九州地方整備局港湾空港部事業計画官 国土交通省九州地方整備局営繕部営繕品質管理官 国土交通省九州運輸局総務部会計課長 国土交通省海上保安庁第七管区海上保安本部 経理補給部経理課長 国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部 経理補給部総務部経理課長 環境省九州地方環境事務所自然環境整備課長 防衛省九州防衛局調達部調達計画課長 福岡高等裁判所事務局会計課長 福岡県農林水産部農山漁村振興課長 福岡県建築都市部建築都市総務課契約室長 佐賀県県土整備部入札・検査センター長 佐賀県県土整備部建設・技術課長 長崎県土木部建設企画課企画監 長崎県農林部農村整備課長 熊本県土木部監理課長 熊本県土木部土木技術管理課長 熊本県農林水産部技術管理課長 大分県土木建築部公共工事入札管理室長 大分県土木建築部県設政策課長 大分県農林水産部工事技術管理室長 宮崎県県土整備部技術企画課長 宮崎県県土整備部管理課長 鹿児島県土木部監理課長
--	--

鹿児島県農政部総括工事監査監 鹿児島県環境林務部総括工事監査監 北九州市技術監理局技術部技術企画課長 福岡市財政局技術監理部技術企画課長 福岡市財政局財政部契約監理課長 熊本市総務局契約監理部工事契約課長 熊本市総務局契約監理部技術管理課長 久留米市総務部契約監理担当部長 佐賀市総務部長 長崎市理財部契約検査課長 八代市財務部長 大分市総務部長 宮崎市総務部長 薩摩川内市総務部長 鹿児島市 企画財政局 財政部長 西日本高速道路株式会社九州支社 建設・改築事業部建設課長 独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館総務課長 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部九州新幹線建設局技術管理課長 独立行政法人都市再生機構九州支社 住宅経営部工務・検査チームリーダー 独立行政法人水資源機構筑後川局施設管理課長 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部 石炭業務部管理第1課長	鹿児島県農政部総括工事監査監 鹿児島県環境林務部総括工事監査監 北九州市技術監理局技術部技術企画課長 福岡市財政局技術監理部技術企画課長 福岡市財政局財政部契約監理課長 熊本市総務局契約監理部工事契約課長 熊本市総務局契約監理部技術管理課長 久留米市総務部契約監理担当部長 佐賀市総務部長 長崎市理財部契約検査課長 八代市財務部長 大分市総務部長 宮崎市総務部長 薩摩川内市総務部長 鹿児島市 企画財政局 財政部長 西日本高速道路株式会社九州支社 建設・改築事業部建設課長 独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館総務課長 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部九州新幹線建設局技術管理課長 独立行政法人都市再生機構九州支社 住宅経営部工務・検査チームリーダー＝工務・検査課長 独立行政法人水資源機構筑後川局施設管理課長 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部 石炭業務部管理第1課長
--	--

国立大学法人九州大学施設部施設企画課長	(削除)
国立大学法人福岡教育大学環境マネジメント課長	(削除)
国立大学法人九州工業大学施設課長	(削除)
国立大学法人佐賀大学環境施設部企画管理課長	(削除)
国立大学法人長崎大学施設部施設企画課長	(削除)
国立大学法人熊本大学運営基盤管理部施設企画課長	(削除)
国立大学法人大分大学財務部施設企画課長	(削除)
国立大学法人宮崎大学施設環境部企画管理課長	(削除)
国立大学法人鹿屋体育大学施設課長	(削除)
(オブザーバー)	(オブザーバー)
内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課長	内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課長
沖縄県土木建築部技術・建設業課長	沖縄県土木建築部技術・建設業課長

【議題】

1) 公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施について

- 全国統一指標の導入について P 1
- 発注情報の一元化について P 17
- 総合評価落札方式の取り組みについて P 27

九州ブロック発注者協議会について

◆九州ブロック発注者協議会の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、各発注者が以下の取り組みを実施することにより、**九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保の促進に寄与**すること

- ・公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等についての情報交換
- ・発注者間における連携体制の強化
- ・建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進

◆目的達成に向けた各種施策

①公共工事の品質確保の促進に関する施策

- ➡発注体制の把握と自己評価等による発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み
※一層の発注関係事務の改善に向けた全国統一指標の導入 **平成29年度より**
- ➡発注見通しの統合公表の取り組み
※発注情報の一元化に向けた取り組み **平成29年度より**
- ➡各発注者における総合評価落札方式の取り組み状況について情報共有

②建設生産システムにおける生産性向上に関する施策

- ➡i-Constructionなど建設現場の生産性向上に向けた取り組みの情報共有等

③発注者の支援に関する施策

- ➡総合評価落札方式等の入札契約方式の導入に対する支援
- ➡県部会を通じた市町村への施策実施に向けた働きかけ、技術的支援等

④その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

- ➡新たな入札契約制度等に関する情報提供等

九州ブロック発注者協議会について（協議会組織図）

①九州ブロック発注者協議会

<目的>

・「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本指針）」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに、建設生産システムの効率化に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

<構成員>

- （国）九地整局長、関係省庁出先機関部長等
- （県・政令市・代表市）土木部長等
- （特殊法人等）九州に組織を有する機関の部長等

②幹事会

<活動内容>

- ・各種施策の取り組み状況の情報交換及び推進・強化に向けた意見交換等

<構成員>

- （国）九地整備企画部長、関係省庁出先機関課長等
- （県・政令市・代表市）技術管理担当課長等
- （特殊法人等）九州に組織を有する機関の課長等

③専門部会

<活動内容>

- ・地域の実情を踏まえた各種施策の推進を図るため、実務担当者による施策検討・情報共有等
- （品確協議会作業部会、発注者間の連携強化に向けた検討会の組織を存続）

④県部会

<活動内容>

- ・市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換（品確協議会県部会の組織を存続）

<構成員>

- （県）土木部長等
- （市町村）技術管理担当部長、課長等

⑤品質確保研究会

<活動内容>

- ・実務担当者による情報交換等
- （品確協議会県部会品質確保研究会の組織を存続）

発注関係事務の全国統一指標について

◆背景

平成26年6月 公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正
平成27年1月 発注関係事務の運用に関する指針の策定

◆発注者の責務（品確法第7条）

■運用指針

現在及び将来の公共工事の品質確保

資格制度の確立、技術者能力の資格による評価により
調査及び設計の品質確保を図ります

多様な入札契約方式の選択・活用により、
地域における社会資本を支える企業の確保を図ります

施工状況の確認により、
施工体制の確認、建設業許可部局との連携（※2）、
労働条件・安全衛生その他の労働環境の改善指導を行います

設計変更ガイドライン、工事一時中止ガイドラインを活用し、
受注者との情報共有、協議の迅速化を図り、

適切な設計変更、工期の変更を行います

完成後、一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

適切な点検・診断・維持・修繕による維持管理を実施します

凡例：運用指針における位置付け
必ず実施すべき事項
実施に努める事項

地域発注者協議会等を通じた情報交換、共有の課題への対応や工事成績データの共有化・相互活用を行い、発注者間の連携強化により効率的かつ円滑な事務の運用を図ります

担い手の中長期的な育成・確保 《適正な利潤の確保に向けた取組み》

適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する
歩切りは行いません

低入札価格調査基準、最低制限価格の設定により
ダンピング受注を防止します（※1）

実勢価格を踏まえた労務・資材単価、施工実態等を踏まえた
積算基準により、適正な予定価格を設定します

不調・不落が発生し積算と現場の施工実態が合わない場合、
見積りの活用により、速やかな契約締結を図ります。

計画的な発注、適切な工期設定により
発注・施工時期の平準化が図られます

◆九州発注者協議会における取組み

平成27年11月 発注体制の把握と自己評価の実施

※運用指針における発注関係事務を適切に実施するための取り組むべき事項108項目のうち、
31項目について自己評価を実施

協議会の成果

平成28年4月より
歩切りの完全撤廃

受注者からの指摘

一定程度の成果が上がっている一方、
依然として課題があるとの指摘

◆全国統一指標

- 全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むためには、自らの発注関係事務について客観的な状況を把握できる指標の設定が有効
- 重点項目を選定し、取り組むことが効果的

発注者協議会への
意見照会結果を反映

<重点項目>

①適正な予定価格の設定

指標①-1：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積り等の活用）
指標①-2：単価の更新頻度

②適切な設計変更

指標②-1：設計変更ガイドラインの策定・活用状況
指標②-2：設計変更の実施工事率

③施工時期等の平準化

指標③-1：平準化率

◆今後の予定

- 平成29年度第一四半期を目途に各機関の指標値把握と結果の公表
- 各発注者の立ち位置等を把握した後、目標設定及び指標の活用策等を検討

九州での全国統一指標の取り組みの進め方

H28.2

重点3項目（積算、設計変更、平準化）を中心に、発注者協議会での目標設定の状況を収集

H28.3

指標（案）の検討

※H28.5 指標(案)について、地整等（都道府県等含む）に事前照会

H28.8～

発注者協議会へ指標（案）等の意見照会

H29.1

指標の導入（九州ブロック発注者協議会です承）

H29以降

発注者協議会等において現状把握・分析・公表
必要な連携・支援を実施

以降

目標設定、指標等の活用策を検討

全国統一指標の取り組み状況(H29.3末時点)

①適切な予定価格の設定

指標①-1:最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)

◆指標分類

- a:最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領[※]を整備し活用
- b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領[※]は整備していない
- c:その他

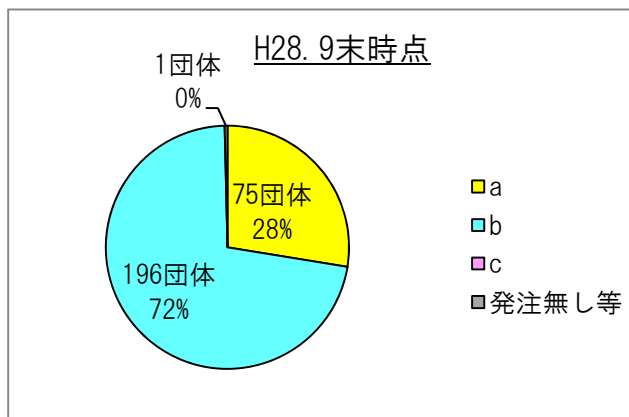
※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む

◆定義

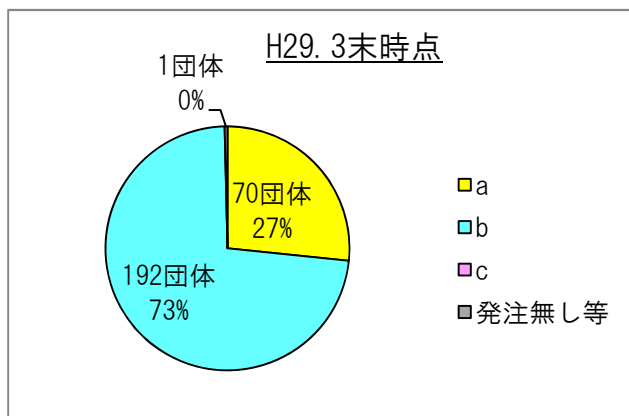
- ・最新の積算基準:1年[※]以内に更新されている積算基準(※営繕の場合は2年)
- ・基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況:
見積り等により積算する要領を整備し運用しているか否か

◆考え方等

- ・積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している歩掛かりについては見積もり等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。



対象機関:272機関(沖縄県、
沖縄総合開発事務局除く)



対象機関:263機関(沖縄県、
沖縄総合開発事務局除く)

※本資料P.3～P.8の「国・法人等」に含まれる発注機関について

- 国 : 警察庁九州管区警察局、財務省九州財務局、福岡財務支局、門司税関、長崎税関、国税庁福岡国税局、
(17機関) 国税庁熊本国税局、農林水産省九州農政局、林野庁九州森林管理局、経済産業省九州経済産業局、
国土交通省九州地方整備局、九州運輸局、海上保安庁第七管区海上保安本部、海上保安庁第十管区海上保安本部、
環境省九州地方環境事務所、防衛省九州防衛局、福岡高等裁判所
- 法人等 : 西日本高速道路株式会社九州支社、(独)国立文化財機構九州国立博物館、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、
(6機関) (独)都市再生機構九州支社、(独)水資源機構、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構
(H28.9末時点までは、国立大学法人九州大学、長崎大学、福岡教育大学、九州工業大学、佐賀大学、熊本大学、
宮崎大学、鹿屋体育大学の9機関を含む15機関)

全国統一指標の取り組み状況(H29. 3末時点)

①適切な予定価格の設定

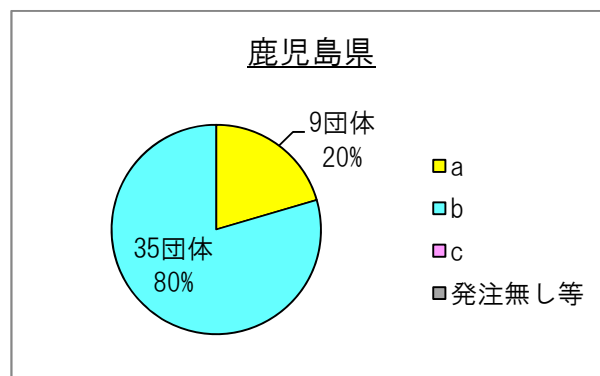
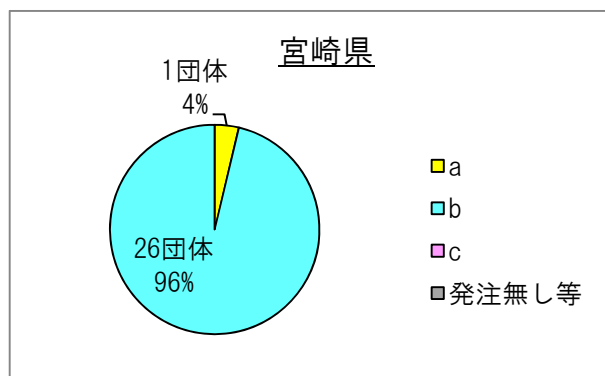
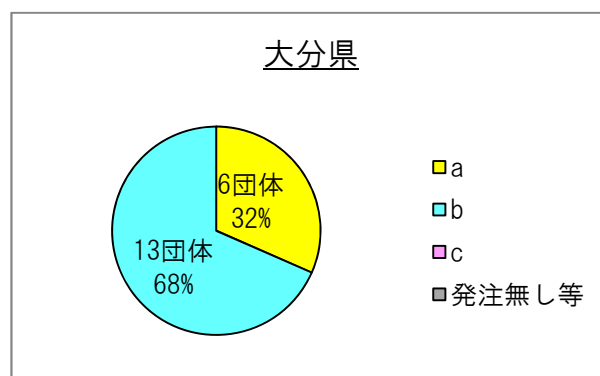
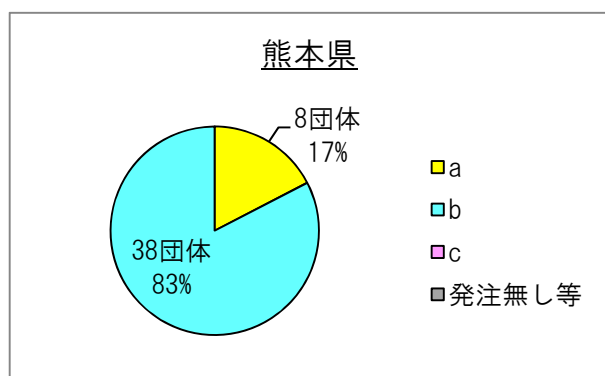
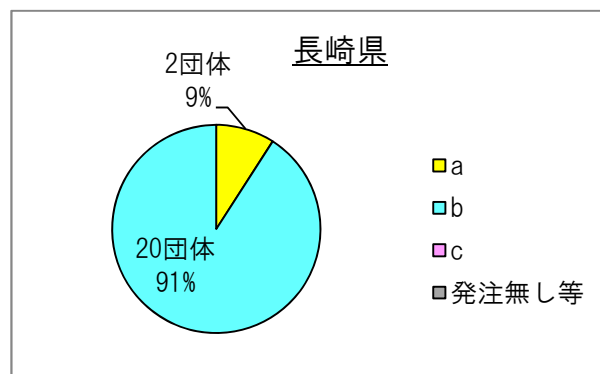
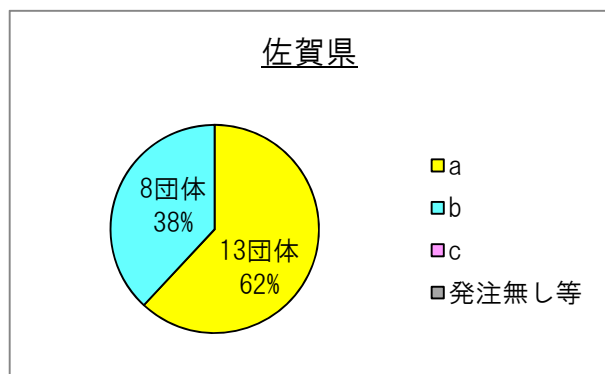
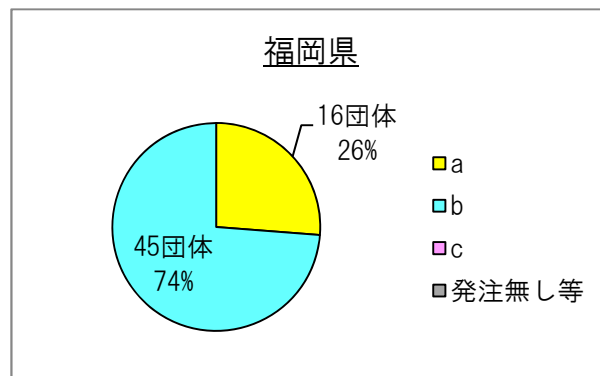
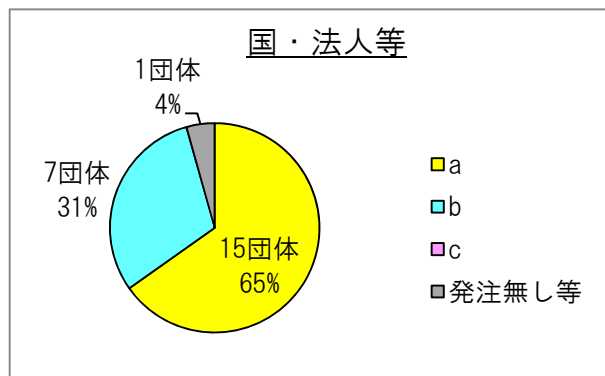
指標①-1:最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)

◆指標分類

- a: 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領[※]を整備し活用
- b: 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領[※]は整備していない
- c: その他

※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む

◆国・法人等、各県の状況



全国統一指標の取り組み状況(H29. 3末時点)

①適切な予定価格の設定

指標①-2:単価の更新頻度

◆指標分類

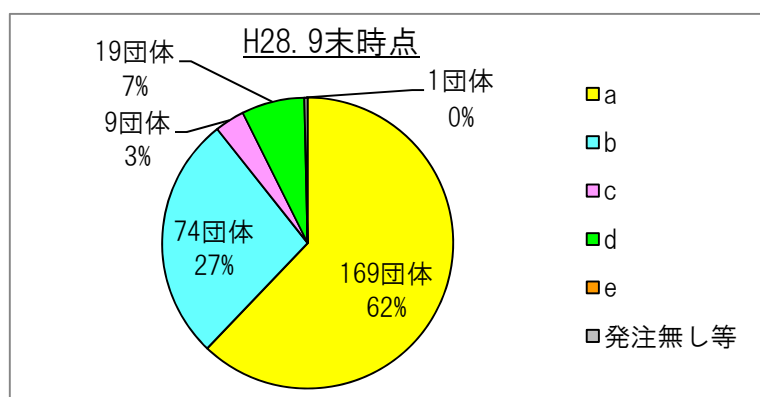
- a: 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)
- b: 3ヶ月以内
- c: 6ヶ月以内
- d: 12ヶ月以内
- e: それ以上

◆定義

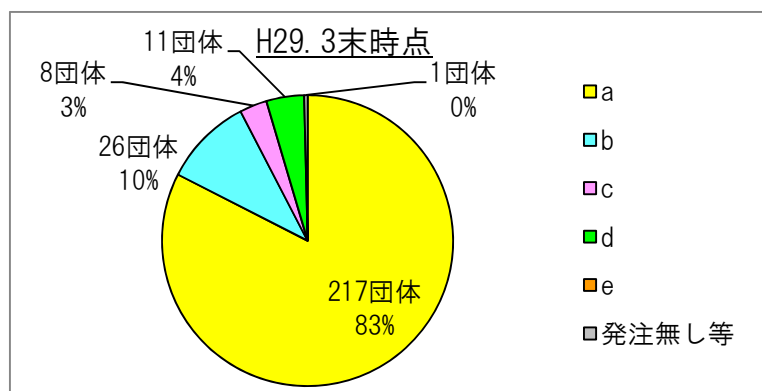
- ・使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度
- ※対象は、物価資料に掲載のあるものとする。

◆考え方等

- ・資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる。



対象機関：272機関(沖縄県、
沖縄総合開発事務局除く)



対象機関：263機関(沖縄県、
沖縄総合開発事務局除く)

全国統一指標の取り組み状況(H29. 3末時点)

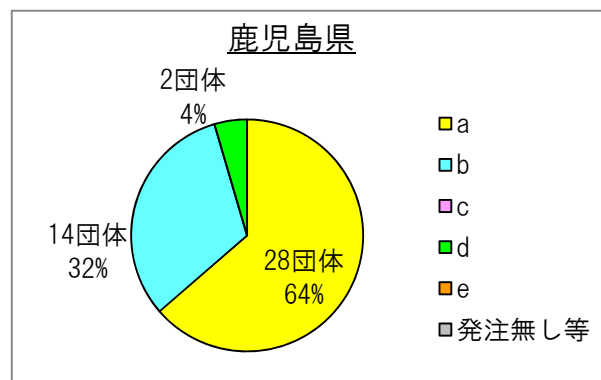
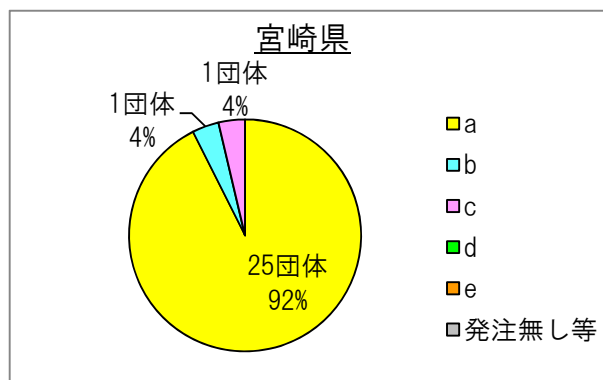
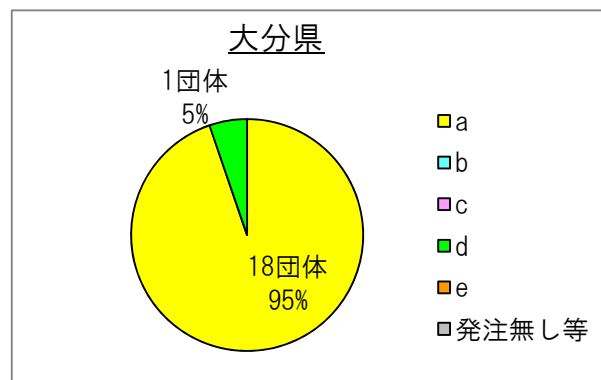
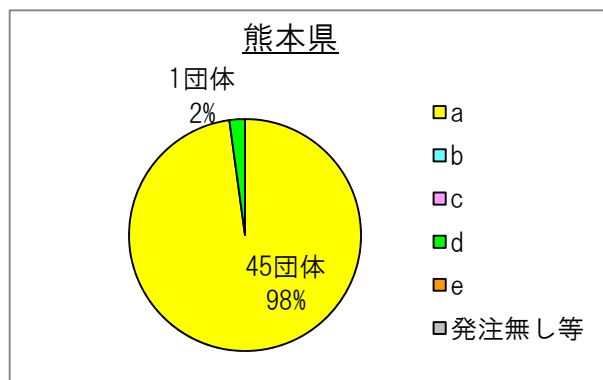
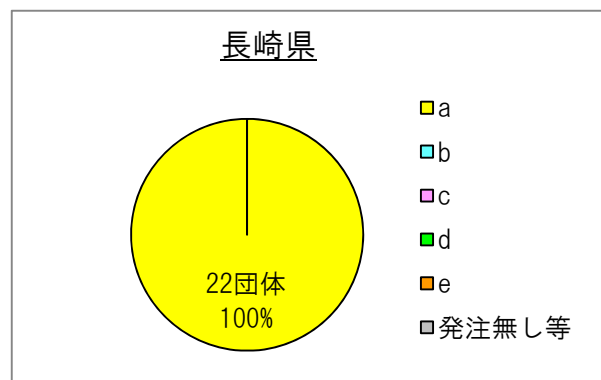
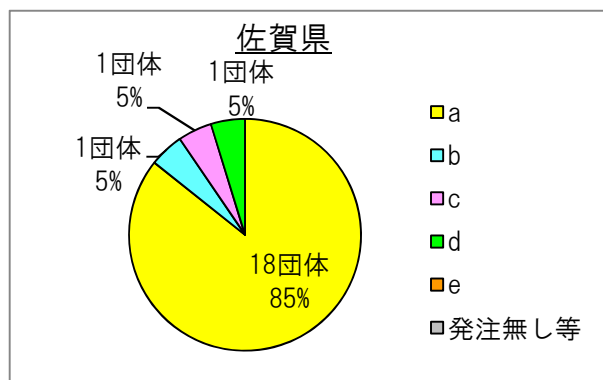
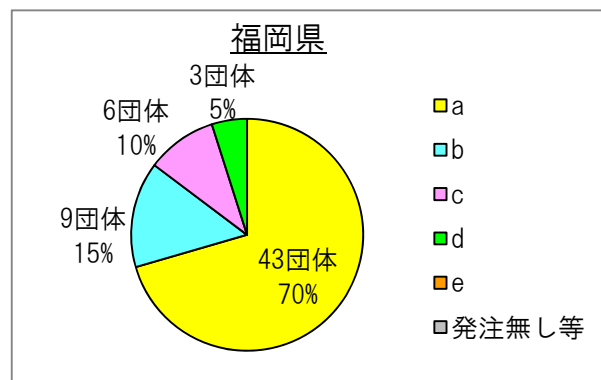
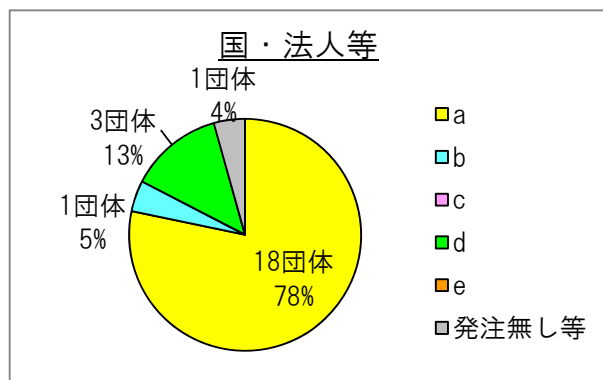
①適切な予定価格の設定

指標①-2:単価の更新頻度

◆指標分類

- a: 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)
- b: 3ヶ月以内
- c: 6ヶ月以内
- d: 12ヶ月以内
- e: それ以上

◆国・法人等、各県の状況



全国統一指標の取り組み状況(H29. 3末時点)

②適切な設計変更

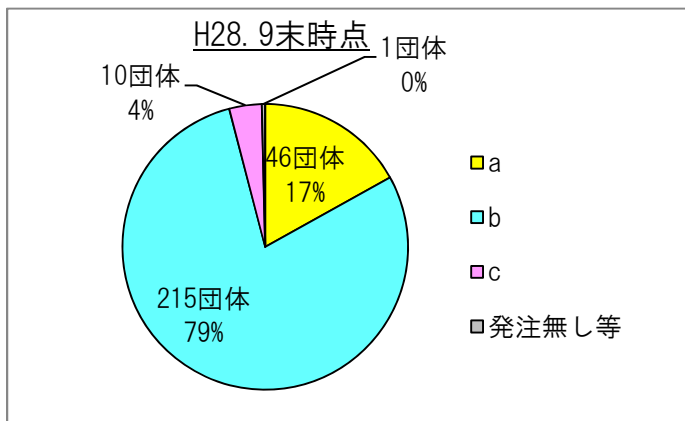
指標②-1:設計変更ガイドラインの策定・活用状況

◆指標分類

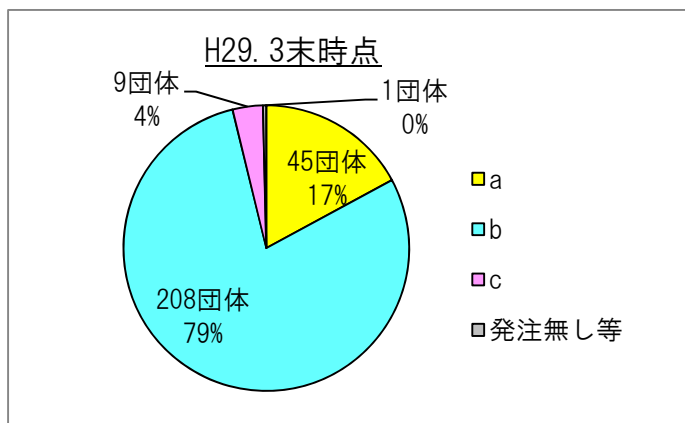
- a: ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
- b: 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- c: 設計変更を実施していない

◆定義

- ・関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。



対象機関：272機関（沖縄県、
沖縄総合開発事務局除く）



対象機関：263機関（沖縄県、
沖縄総合開発事務局除く）

全国統一指標の取り組み状況(H29. 3末時点)

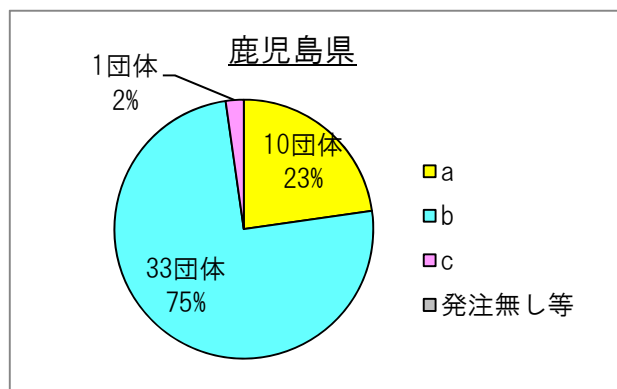
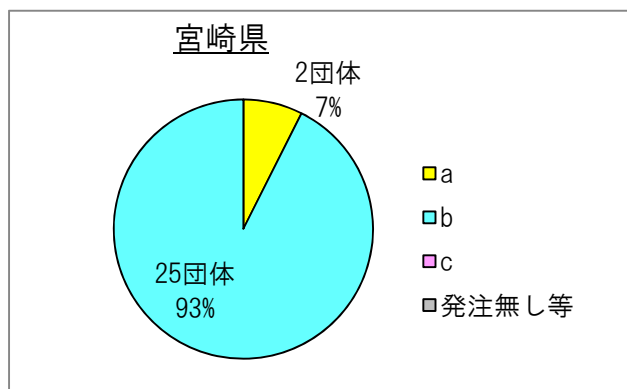
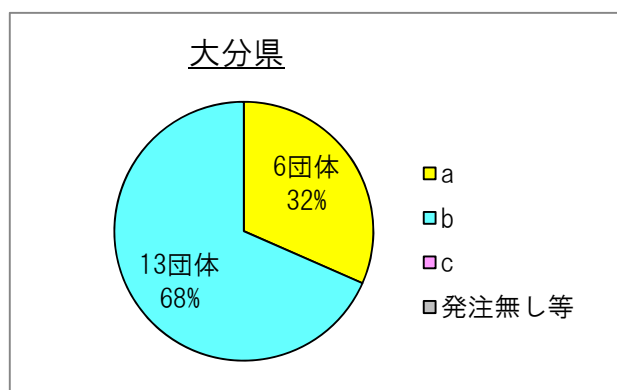
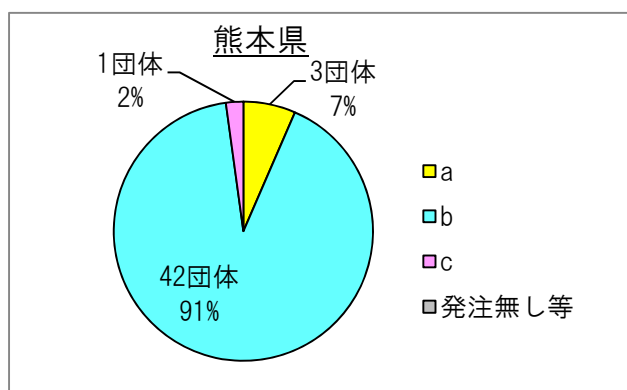
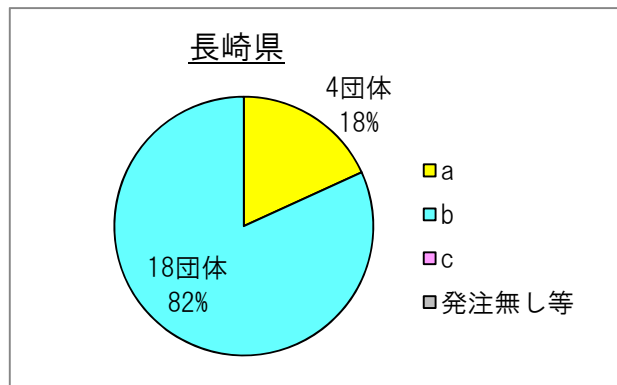
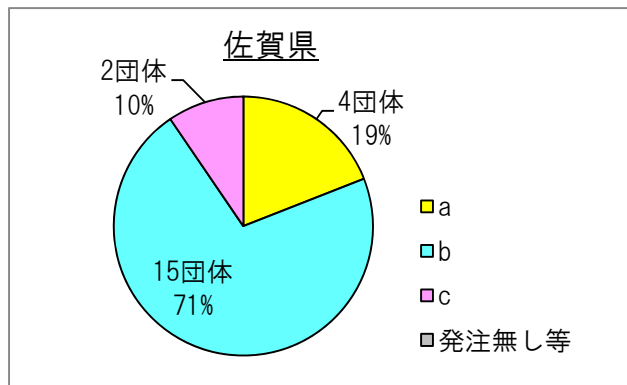
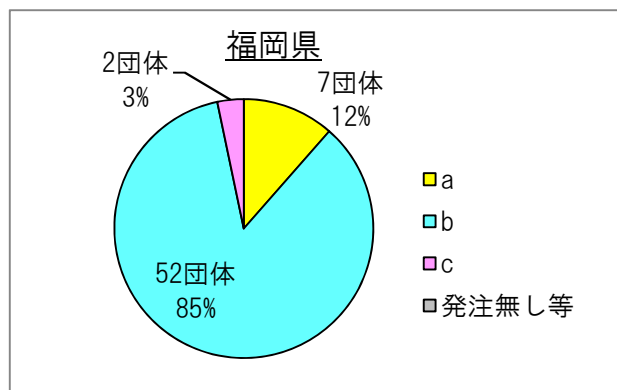
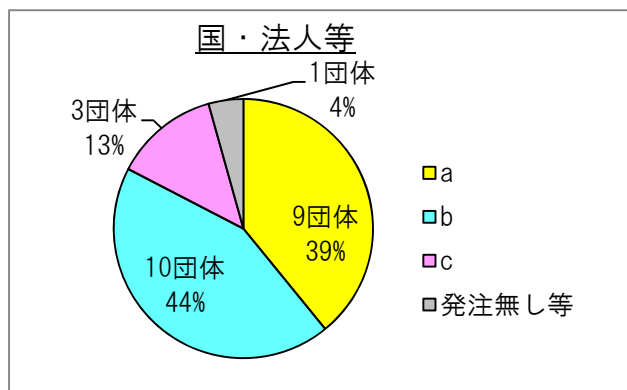
②適切な設計変更

指標②-1:設計変更ガイドラインの策定・活用状況

◆指標分類

- a: ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
- b: 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- c: 設計変更を実施していない

◆国・法人等、各県の状況



全国統一指標（案）の取り組み状況（H27年度データ）

※H29.3末時点の資料は、データを入手し次第、照会予定。

②適切な設計変更

指標②-2:設計変更の実施工事率

◆指標分類

コリンズデータによる分析により、分類案を決定

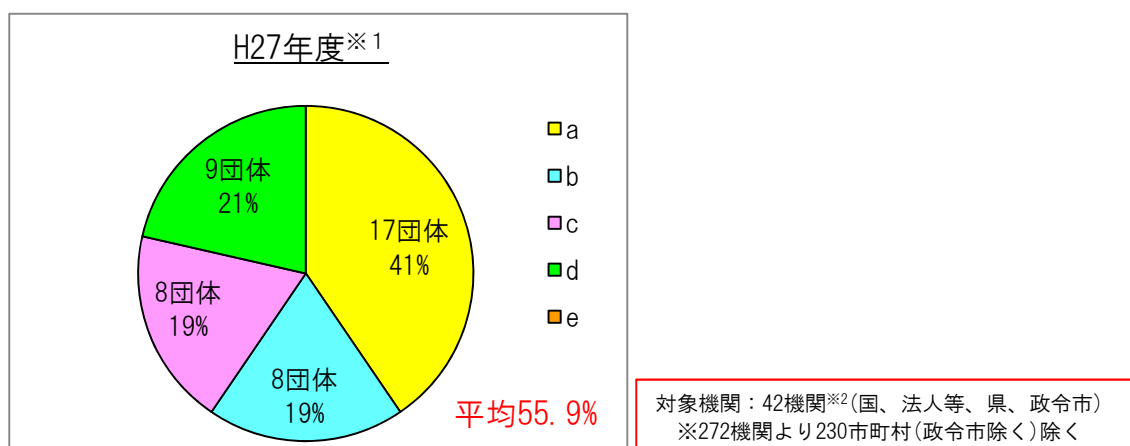
- a : 75%以上
- b : 50～75%
- c : 25～50%
- d : 0～25%
- e : 設計変更を行っていない

◆定義

・平成27年度に完了した工事(500万円以上)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率

◆考え方等

- ・全ての工事において設計変更を行う必要が必ずしもあるわけではないが、工事、金額ともに一定規模以上の工事では、現場等の条件が発注時から全く変わらないことは想定しづらい。
- ・このことから一定規模以上(500万円以上)の工事を対象に「設計変更の実施工事率」を指標としたい。
- ・なお、当該指標は設計変更の実施状況を把握するものであり、指標値100%とならなくてもよい可能性がある。
- ・コリンズデータを活用して、数値算出。



※1 平成27年度に完了した工事(500万円以上)。

※2 本資料P.9～P.13の「国・法人等」に含まれる発注機関について

- 国 : 警察庁九州管区警察局、財務省九州財務局、福岡財務支局、門司税関、長崎税関、国税庁福岡国税局、
(17機関) 国税庁熊本国税局、農林水産省九州農政局、林野庁九州森林管理局、経済産業省九州経済産業局、
国土交通省九州地方整備局、九州運輸局、海上保安庁第七管区海上保安本部、海上保安庁第十管区海上保安本部、
環境省九州地方環境事務所、防衛省九州防衛局、福岡高等裁判所
- 法人等 : 西日本高速道路株式会社九州支社、(独)国立文化財機構九州国立博物館、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、
(15機関) (独)都市再生機構九州支社、(独)水資源機構、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構
国立大学法人九州大学、長崎大学、福岡教育大学、九州工業大学、佐賀大学、熊本大学、宮崎大学、鹿屋体育大学

全国統一指標（案）の取り組み状況（H27年度データ）

※H29.3末時点の資料は、データを入し次第、照会予定。

③施工時期等の平準化

指標③-1:平準化率

◆指標分類

コリンズデータによる分析により、分類案を決定

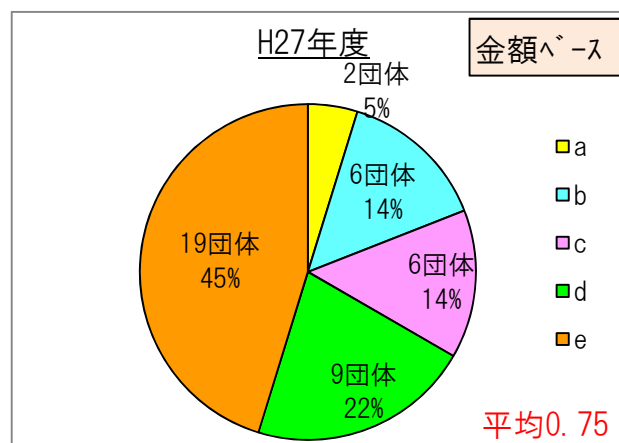
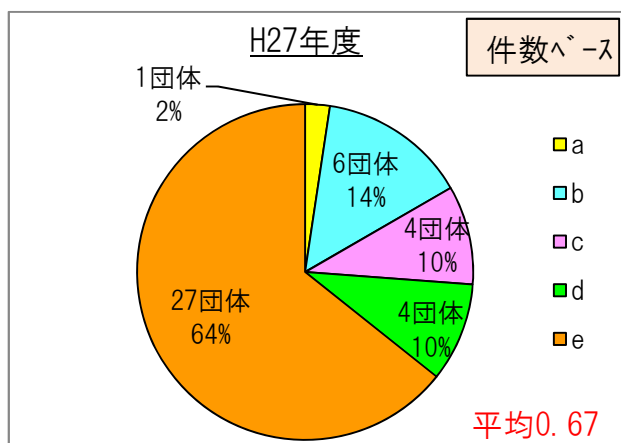
- a: 0.9以上
- b: 0.9~0.8
- c: 0.8~0.7
- d: 0.7~0.6
- e: 0.6以下

◆定義

- ・平準化率：年度の平均稼働件数・金額と4～6月期の平均稼働件数・金額[※]との比率
- 対 象：契約金額500万円以上の工事
- 稼働件数：当該月に工期が含まれる工事の件数
- 稼働金額：最終契約金額（工期中のものは当初契約金額）を工期月数で除した金額を足し合わせたもの
- ※4～6月期が閑散期（最も数値が低い3ヶ月間）とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。

◆考え方等

- ・建設総合統計において、全国の傾向として閑散期となる4～6月期を年度の平均と比較する指標とした。
- ・各発注者の実施状況を統一的な指標で把握していくことが、各発注者においても有用
- ・発注者の負担や作業の煩雑性に考慮し、その算出にあたっては、コリンズデータを活用して、数値算出。

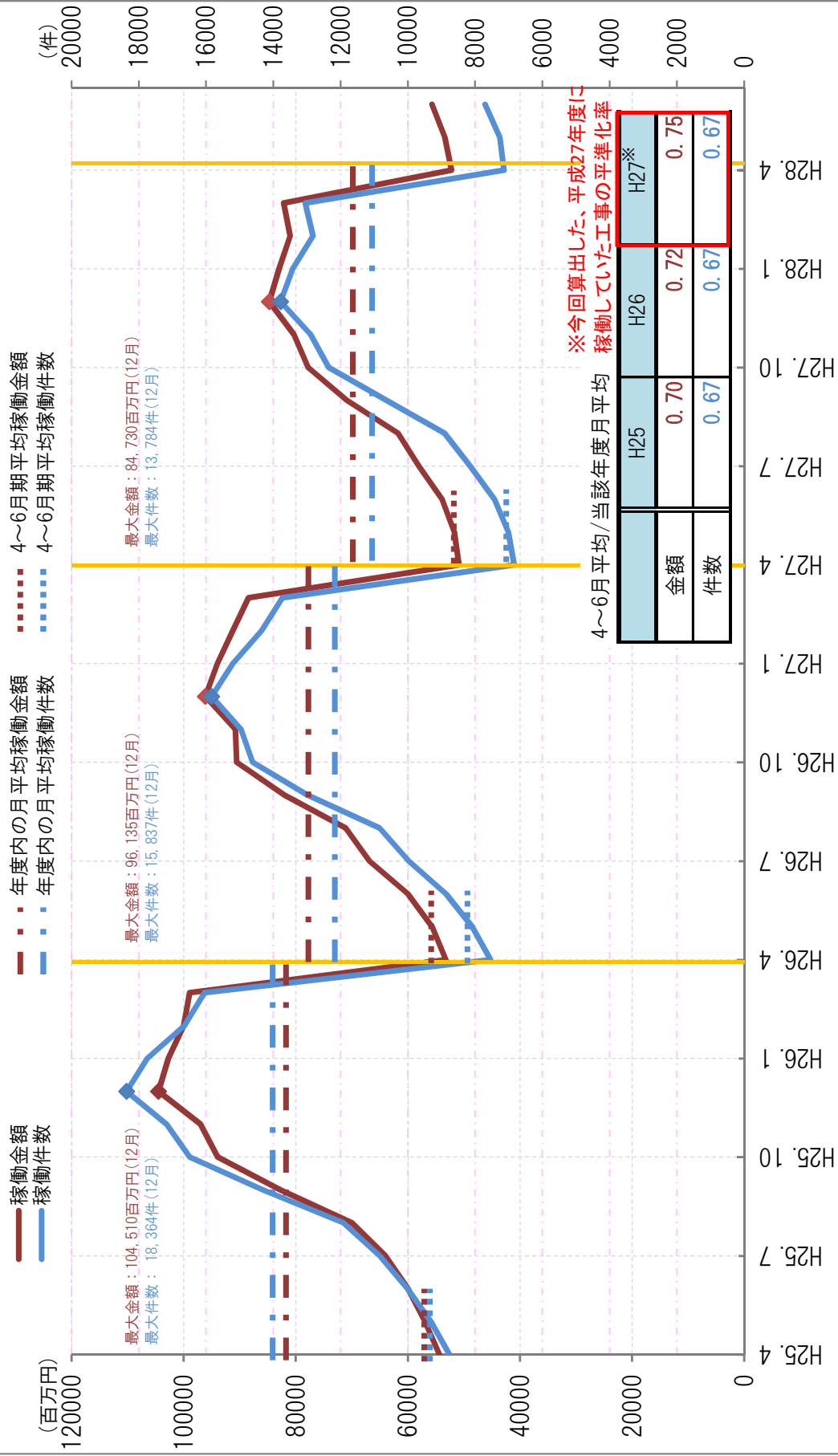


※平成27年度に稼働していた工事

対象機関：42機関（国、法人等、県、政令市）
※272機関より230市町村（政令市除く）除く

九州管内における発注工事の月毎の稼働状況（市町村除く）

対象期間：H25. 4～H28. 6 対象：42機関（国、法人等、県、政令市）



※1 稼働金額・・・工期に当該月が含まれている工事に請負金額（税込）を工期（月数）で除した金額を総計した金額

※2 稼働件数・・・工期に当該月が含まれている工事の総件数

発注関係事務全国統一指標(案)について

1. 基本的な考え方

平成 26 年、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、品確法という）が改正された。この品確法第 22 条において、国は、発注者を支援するため、運用に関する指針（以下、運用指針という）を定めることが規定され、平成 27 年 1 月に運用指針が策定された。

各発注者においては、運用指針等により、発注関係事務の適切な運用を図るよう努めるとともに、全ての市町村を構成員に含む各ブロックの地域発注者協議会を通じて発注者が連携し、発注関係事務の実施状況の把握等、発注関係事務の適切な運用に向けた取り組みがなされている。

一方、受注者からは、品確法の改正により一定の改善が見られるものの、依然として課題があるとの指摘もある。

今後、全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むためには、自らの発注関係事務について客観的な状況を把握できる統一的な指標の設定が有効な手段であると考えられる。

なお、指標の設定やこれによる実態の把握は、発注者が主体的に取り組むべきものであることから、発注者で構成する各ブロックの地域発注者協議会において議論し、決定することが適当であると考えている。

2. 進め方(案)

- ① 受発注者等の視点から全国統一で検討する項目(重点項目)を選定
- ② 重点項目ごとに指標を地域発注者協議会において決定
- ③ 各発注者において指標値を調査(一部、既存調査等を活用)
※調査と並行して、受注者側の課題認識等の把握を実施
- ④ 全国で集計し、各発注者が自らの立ち位置を確認(発注関係事務の改善の参考に活用)
- ⑤ 議論を経て、必要に応じて、発注者の規模等を勘案した目安とする目標を設定

3. 重点項目(案)について

運用指針に掲載されている実施項目のうち、受発注者双方の視点、有識者による委員会での議論から、次の項目について、指標を設定することが考えられる。

① 適正な予定価格の設定

② 適切な設計変更

③ 施工時期等の平準化

なお、今後、発注関係事務の状況等を踏まえ、追加・修正等を行うことも必要である。

4. 指標(案)について

重点3項目について、それぞれ指標案を設定。具体的な定義や指標分類(案)、考え方等を記載。

① 適正な予定価格の設定

指標①－①: 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)

○定義

- ・ 最新の積算基準: 1年※以内に更新されている積算基準(※営繕の場合は2年)
- ・ 基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況: 見積り等により積算する要領を整備し運用しているか否か

○指標分類(案)

- a: 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用
- b: 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない
- c: その他
(※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む)

○考え方等

積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している歩掛かりについては見積もり等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。

指標①－②: 単価の更新頻度

○定義

使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。
※対象は、物価資料に掲載のあるものとする。

○指標分類(案)

- a: 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)、b: 3ヶ月以内、c: 6ヶ月以内、d: 12ヶ月以内、e: それ以上

○考え方等

- ・ 資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる

② 適切な設計変更

指標②－①: 設計変更ガイドラインの策定・活用状況

○定義

関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のあ

る内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

○指標分類(案)

- a ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
- b: 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- c: 設計変更を実施していない

○考え方等

入契法調査を活用し把握

指標②ー2: 設計変更の実施工事率

○定義

当該年度に完了した工事(500 万円以上)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率

○指標分類(案)

コリンズデータによる分析により、分類案を決定(下記は素案)

- a: 75%以上
- b: 50～75%
- c: 25～50%
- d: 0～25%
- e: 設計変更を行っていない

○考え方等

- ・ 全ての工事において設計変更を行う必要が必ずしもあるわけではないが、工事、金額ともに一定規模以上の工事では、現場等の条件が発注時から全く変わらないことは想定しづらい。
- ・ このことから一定規模以上(500 万円以上)の工事を対象に「設計変更の実施工事率」を指標としたい。
- ・ なお、当該指標は設計変更の実施状況を把握するものであり、指標値 100% とならなくてもよい可能性がある。
- ・ コリンズデータを活用して、数値算出(日本建設情報総合センター(以下、JACIC という)から提供予定)

【JACIC から提供が可能なもの】

都道府県・政令市のデータ(H25 年度～H27 年度): 提供済み

市町村のデータ(H25 年度～H27 年度): 12 月中をめどに提供予定

③ **施工時期等の平準化**

指標③ー1: 平準化率

○定義

平準化率:年度の平均稼働件数・金額と 4～6 月期の平均稼働件数・金額※との比率

対象:契約金額 500 万円以上の工事

稼働件数:当該月に工期が含まれる工事の件数

稼働金額:最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

※4～6 月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。

○指標分類案

コリンズデータによる分析により、分類案を決定(下記は現状の素案)

a:0.9 以上、b:0.9～0.8、c:0.8～0.7、d:0.7～0.6、e:0.6 以下

○考え方等

- ・ 建設総合統計において、全国の傾向として閑散期となる4～6月期を年度の平均と比較する指標とした。
- ・ 各発注者の実施状況を統一的な指標で把握していくことが、各発注者においても有用
- ・ 発注者の負担や作業の煩雑性に考慮し、その算出にあたっては、コリンズデータを活用して、数値算出(JACIC から提供予定)

【JACIC から提供が可能なもの】

都道府県・政令市のデータ(H25 年度～H27 年度):提供済み

市町村のデータ(H25 年度～H27 年度):12 月中をめどに提供予定

発注情報の一元化に向けた これまでの取り組みについて

発注見通しの一元化へ向けた取り組み

- 【これまで】
- 発注機関の多くはインターネットで発注見通しを公表。
 - 公表は発注機関毎(各地域の局・事務所単位)で実施。
 - 公表内容・公表(更新)時期も発注機関で異なっている。

【受注者からは】

- 公表内容・公表(更新)時期が発注機関で異なるため、一元的な情報把握が難しく、地域単位での発注予定を把握する場合、時間と手間を要している。
- より計画的な技術者の配置、資機材の調達を行いやすくするため、発注見通しの公表を希望。



【取組事例】

- 熊本県では、熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議(H28.11.10)において、各発注機関の発注見通しの全容が把握できるよう「発注見通しの一元化」を図り公表する取り組みを実施していく。
- 東北地方では、東北地方発注者協議会(H25.10.23)において「発注見通しとりまとめ版」公表の取り組みを実施。
- 沖縄県においても、平成26年9月5日より、「発注見通しの一元化」を実施。



【九州ブロックにおいても】

- 各機関の発注見通しの全容が把握できるように、統合して公表する取り組みを平成29年度から開始。

【運用指針本文】

(発注や施工時期等の平準化)

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等(以下「地域発注者協議会等」という。)を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、**発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める**。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

【解説】

発注見通しについて地区単位等で統合して公表

各発注機関それぞれで公表している発注見通しを統合して公表すること等により、受注者が技術者・技能者の配置等を計画的に行いやすい環境を整えることができる。

国土交通省をはじめ国の機関・都道府県等の発注見通しについてはポータルサイトにより、共有化されている。また、一部発注者においては、発注見通しの更新頻度を高める取組を実施されている(例えば、国土交通省では四半期毎に発注見通しを更新)。

特に、**東北地方においては**、技術者・技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、東北地方整備局や東北農政局等の国の機関及び県や市等の地方公共団体は、建設業者が発注見通しの全容を把握できるように、平成25年11月から**各機関の発注見通し(発注時期、予定工期、工種、事業規模、施工場所)を統合して地区毎に公表**されている。

11

【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(抜粋)】

(地方公共団体による情報の公表)

第七条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、**毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない**。

2 地方公共団体の長は、**前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない**。

【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(抜粋)】

(地方公共団体による発注の見通しに関する事項の公表)

第五条 地方公共団体の長は、毎年度、四月一日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日)以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事(予定価格が二百五十万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。)に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

- 一 **公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要**
- 二 **入札及び契約の方法**
- 三 **入札を行う時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)**

政令の定めによる公表項目

- ①**工事の名称、②工事の場所、③工事の期間、④工事種別、⑤工事の概要**
- ⑥**入札及び契約の方法、⑦入札予定時期**

2

一 記者発表資料 一

平成 29 年 4 月 25 日

九州ブロック発注者協議会

九州ブロックにおける発注情報の一元化について

～ 九州ブロックの地域毎に各機関の発注見通しをまとめて掲載 ～

- ◆九州ブロックにおける各発注機関の発注見通しを一元化することで発注情報の閲覧・検索をスムーズに行えるようになりました。
- ◆この取り組みにより、建設業者による技術者や技能者の計画的な配置や資機材の円滑な調達に役立つことが期待されます。

<概要>

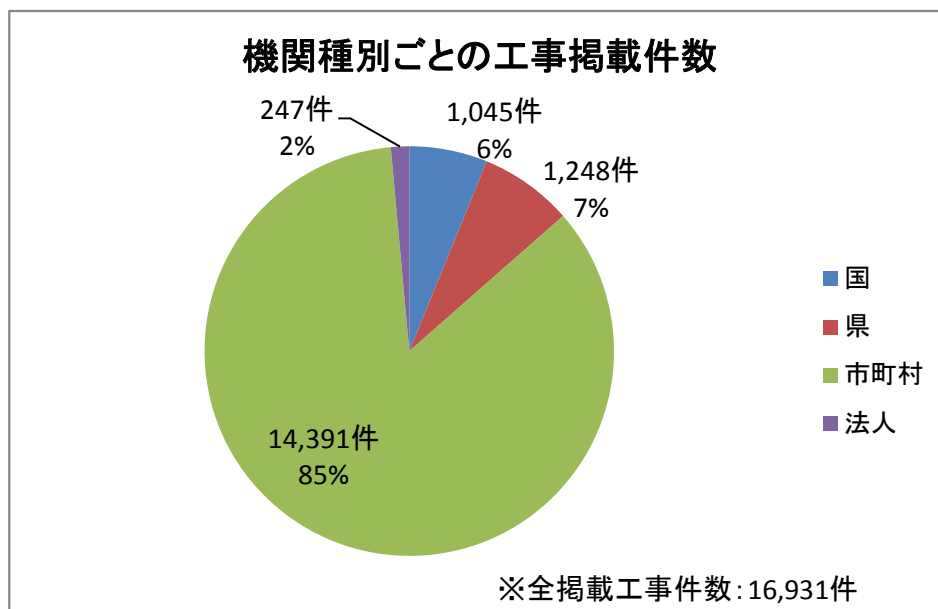
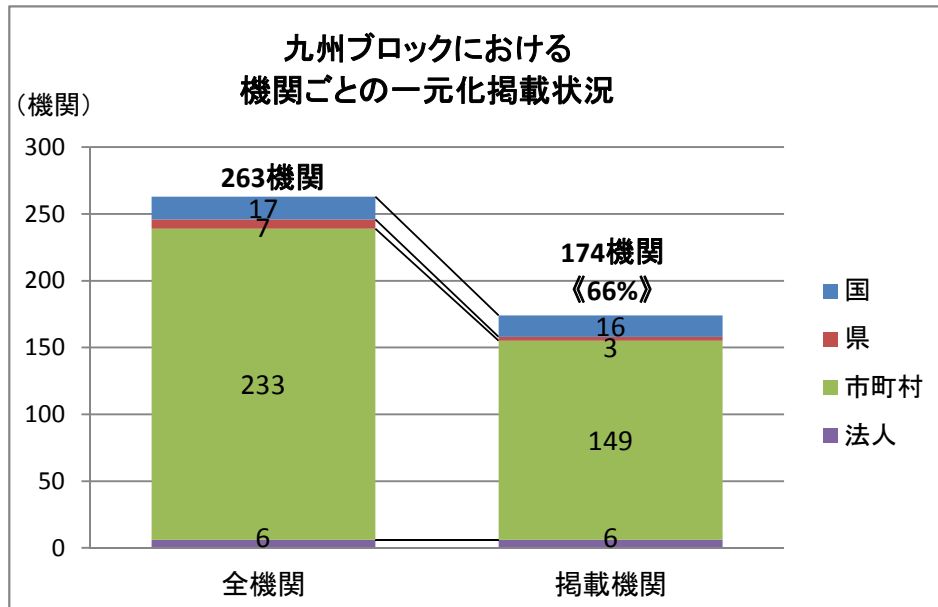
- これまで建設業者は必要な発注情報を入手するため、各発注機関のHPなどを閲覧しており、手間がかかっていましたが、発注情報を一元化することで、発注情報の入手に費やす手間を削減できます。
- 九州ブロック（7県）を各振興局若しくは土木事務所単位（福岡県、大分県除く）で66地域に区分（福岡県：4地域、佐賀県：5地域、長崎県：10地域、熊本県：11地域、大分県：18地域、宮崎県：11地域、鹿児島県：7地域）しており、地域毎の発注情報を把握することができます。
- 今回、とりまとめた機関は、国16機関（発注無し3機関含む）、独立行政法人等6機関（発注無し2機関含む）及び地方公共団体152機関の合計174機関であり、発注情報の件数は全体で16,931件となっております（平成29年度発注分）。
- 一元化された情報は一覧表としてとりまとめており、フィルタ機能を活用することで、必要な工事情報を検索することができます。
- 原則として毎年度4回の公表を行います。

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 企画部	技術管理課長 竹下 真治	内線 3311
	課長補佐 次郎丸 敬太	内線 3313
	代表：092-471-6331	
	直通：092-476-3546	

発注情報の一元化の取り組み状況(H29.4現在)

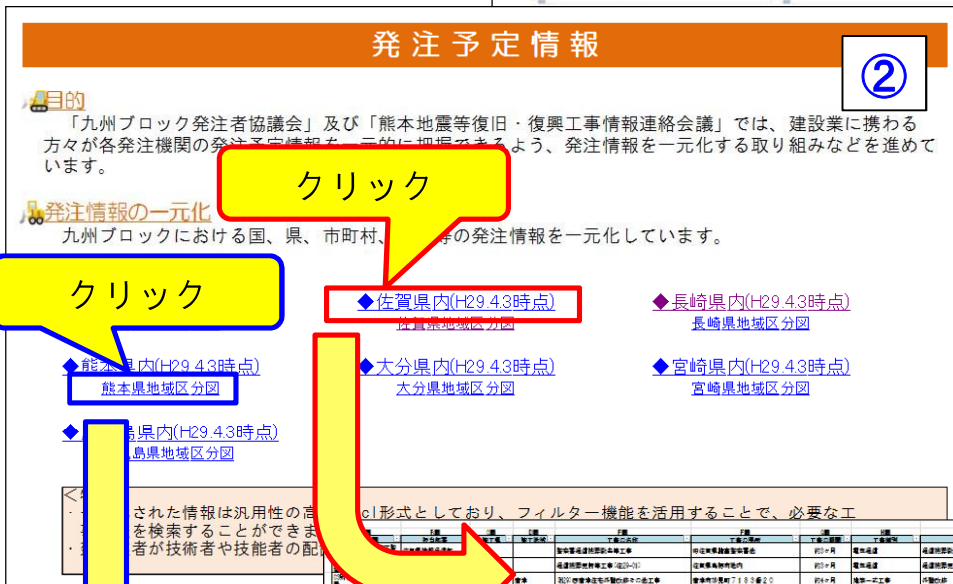
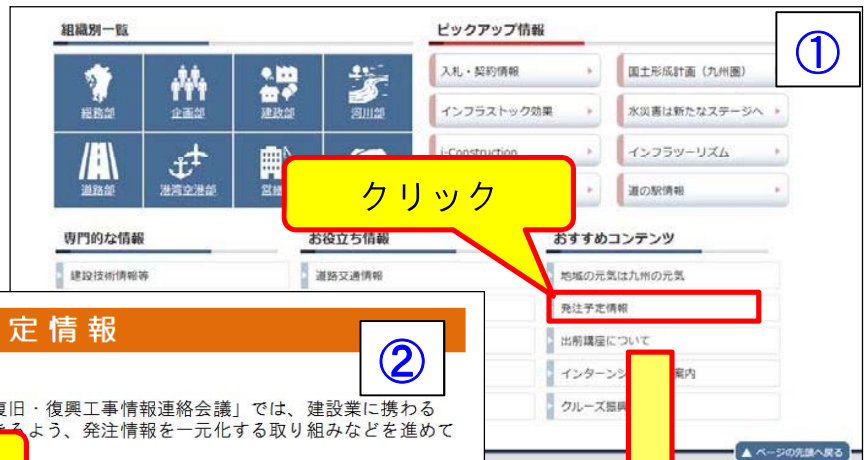
- ◆九州ブロック発注者協議会として、平成29年度より発注見通しの一元化を開始。
発注情報の閲覧・検索をスムーズに行えるようになりました。
- ◆この取り組みにより、建設業者による技術者や技能者の計画的な配置や、資機材の円滑な調達に役立つことが期待されます。



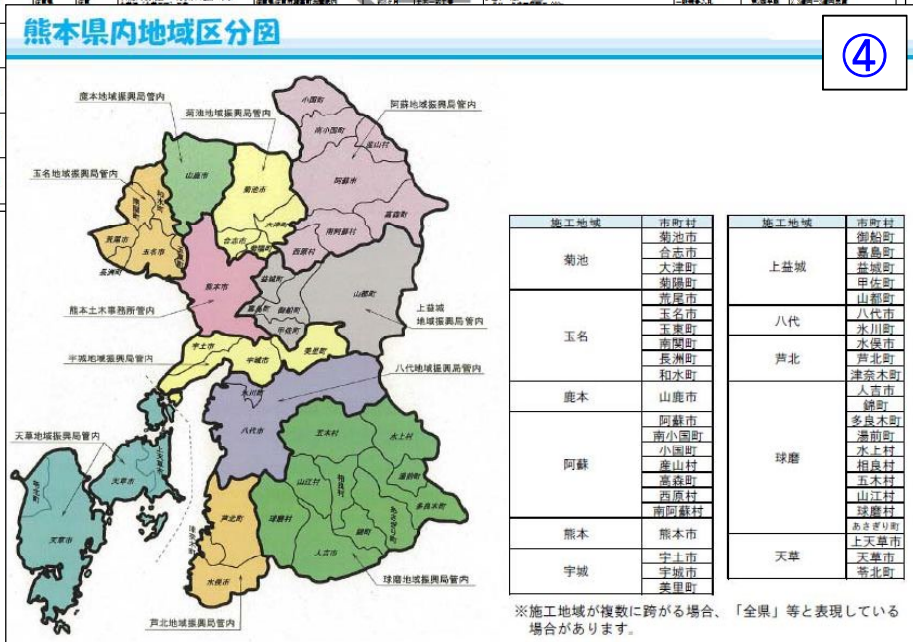
発注情報の一元化について

○公表は九州地方整備局のホームページに記載

九州地方整備局HPアドレス：<http://www.qsr.mlit.go.jp/>



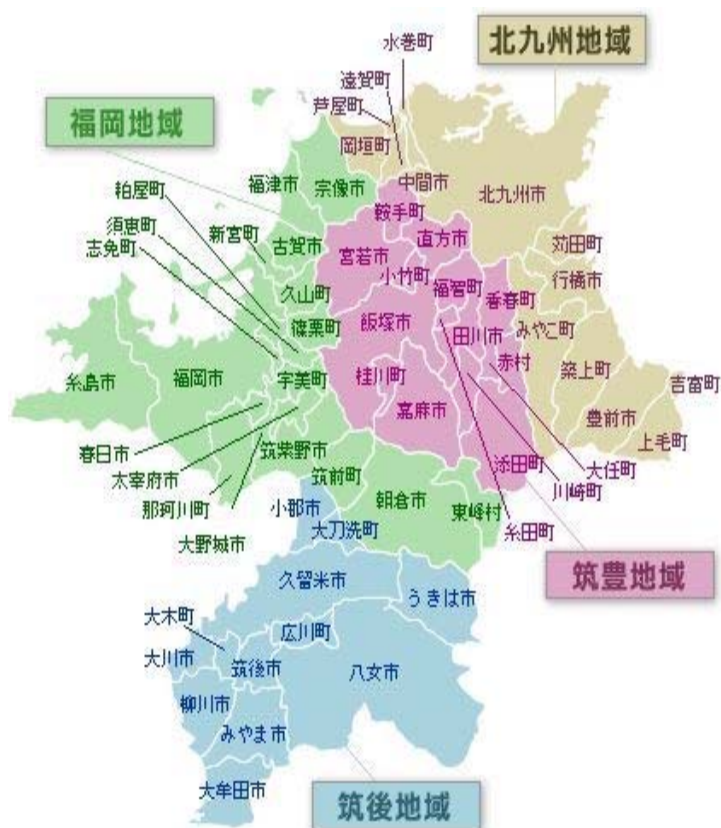
県	市町村	事業名	事業内容	事業年度	事業費	事業種別	事業実施年度	事業完了年度
佐賀県	佐賀市	佐賀市都市計画道路第1号線	佐賀市都市計画道路第1号線	H29.4.3時点	100,000,000円	道路	H29.4.3時点	H29.4.3時点
佐賀県	佐賀市	佐賀市都市計画道路第2号線	佐賀市都市計画道路第2号線	H29.4.3時点	100,000,000円	道路	H29.4.3時点	H29.4.3時点
佐賀県	佐賀市	佐賀市都市計画道路第3号線	佐賀市都市計画道路第3号線	H29.4.3時点	100,000,000円	道路	H29.4.3時点	H29.4.3時点
佐賀県	佐賀市	佐賀市都市計画道路第4号線	佐賀市都市計画道路第4号線	H29.4.3時点	100,000,000円	道路	H29.4.3時点	H29.4.3時点
佐賀県	佐賀市	佐賀市都市計画道路第5号線	佐賀市都市計画道路第5号線	H29.4.3時点	100,000,000円	道路	H29.4.3時点	H29.4.3時点
佐賀県	佐賀市	佐賀市都市計画道路第6号線	佐賀市都市計画道路第6号線	H29.4.3時点	100,000,000円	道路	H29.4.3時点	H29.4.3時点
佐賀県	佐賀市	佐賀市都市計画道路第7号線	佐賀市都市計画道路第7号線	H29.4.3時点	100,000,000円	道路	H29.4.3時点	H29.4.3時点
佐賀県	佐賀市	佐賀市都市計画道路第8号線	佐賀市都市計画道路第8号線	H29.4.3時点	100,000,000円	道路	H29.4.3時点	H29.4.3時点
佐賀県	佐賀市	佐賀市都市計画道路第9号線	佐賀市都市計画道路第9号線	H29.4.3時点	100,000,000円	道路	H29.4.3時点	H29.4.3時点
佐賀県	佐賀市	佐賀市都市計画道路第10号線	佐賀市都市計画道路第10号線	H29.4.3時点	100,000,000円	道路	H29.4.3時点	H29.4.3時点



公表項目は、政令の定めによる7項目発注機関、担当部署、施工地域、備考欄等の項目で構成。EXCELデータでホームページ上に掲載し、フィルタ機能により速やかな検索が可能となった。（いつ、どこで、どのような工事が発注されるか検索可能）

A欄	B欄	C欄	D欄	E欄	F欄	G欄	H欄	I欄	J欄	K欄	L欄
発注者団体	担当部署	施工県	施工地都府県	工事の名称	工事の場所	工事の期間	工事種別	工事の概算	入札及び契約の方法	入札予定時期	備考
03都庁舎 福岡市都市再生機構 玉屋五郎	計画課	福岡県	福岡県	国有建物修繕解体土木工事	古賀市千鳥1丁目外	約4ヶ月	建築一工式工事	解体工事	一般競争入札	築24半期	
04都庁舎 門司区開発部	総務課企画調整課	福岡県	福岡県	埋立土留保固対策等(一)水害治水工事	福岡市博多区大倉木739	約3ヶ月	土木一式工事	外観水ポンプの整備	一般競争入札	築24半期	
08農林水産省九州農政局	筑後川下流左岸農地防災事業所	福岡県	筑後県	平成20年度筑後川下流左岸農地防災事業米やま地区農地環境整備工事	福岡県みやま市箕田町昭和町内	約2ヶ月	土木一式工事	1)工事内容 その他整備	一般競争入札	築24半期	3千万円～6千万円未満
09農林水産省林野庁九州森林管理センター	九州森林管理センター	福岡県	福岡県	宇美山治山工事	宇美町	約6ヶ月	治山工事	突削工1基＝65m3	一般競争入札(総合評価落札方式)	築24半期	
11国土交通省九州地方整備局	熊谷川河川事務所	福岡県	北九州	平成29年度中間管内熊谷川河川管轄維持工事	北九州市八幡西区	約4ヶ月	維持修繕工事	護岸補修工1式(重要正工)	一般競争入札	築24半期	工事費概算 3,000万円未満
11国土交通省九州地方整備局	熊谷川河川事務所	福岡県	筑豊	平成29年度田川管内熊谷川河川管轄維持工事	田川市	約5ヶ月	維持修繕工事	護岸補修工1式	一般競争入札	築24半期	工事費概算 3,000万円未満
11国土交通省九州地方整備局	国海軍港所	福岡県	福岡県	今福堤防 前原東方地区防波工事	糸島市 ～ 糸島市	約9ヶ月	一般土木工事	土工一式、排水機建加工一式	一般競争入札	築24半期	工事費概算 1億円以上 2億円未満
11国土交通省九州地方整備局	門崎航政事務所	福岡県	北九州	平成28年度門崎航政事務所(唐草水道地区)航政(-1.4m)治水緊急工事(第2次)	北九州市門司区	約3ヶ月	港湾等しゅんせつ工事	潜水作業 約60点(規定)	一般競争入札	築24半期	工事費概算 3.7千万円未満
18西日本建設建設(株)	九州支社	福岡県	福岡県	福岡中央自動車道環状線改修工事	福岡市	約36ヶ月	建築工事	福岡中央自動車道環状線 改修 RC造 約10400m2(付帯する電気・機械設備を含む)	条件付一般競争入札方式	築24半期	
21(池)都市再生機構九州支社	北九州住まいセンター	福岡県	北九州	29ー本城山西田地盤補填造成工事	北九州市	約3ヶ月	造園	自転車ラック増設工事 3箇所、自転車ラック設置工事 4箇所、バイクラック設置工事 4箇所 他	指名	築24半期	
22(池)水質汚濁対策筑後川広域圏	筑後川広域圏	福岡県	筑後県	筑後川広域圏配給制畑灌漑工事	久留米市京町	約6ヶ月	電気工事	無電化照明器具設置工事 1式	一般競争入札	築24半期	3,000万円未満
35福岡市	水循環西部管営整備課	福岡県	福岡県	中央区六本松4丁目地内の600mm配水管敷工事	福岡市 中央区六本松4丁目	約8ヶ月	一般土木	φ600 L=314m (推定) L=12.6m含む	割附付一般競争入札	築24半期	Aランク
35福岡市	交通環境経済局守衛施設所	福岡県	福岡県	平均29年築 新見足守工事(その1)	福岡市 西区遠東四丁目地先	約7ヶ月	一般土木	レール交換、遊具の鉄壁撤外	割附付一般競争入札	築24半期	Cランク
35福岡市	西区土木課2課	福岡県	福岡県	市型今福堤防1757号箱外1站格補修造成工事	福岡市 西区今福町	約4ヶ月	一般土木	工事費概算L=40m 掘削工事 掘削土 掘削土 掘削土	指名競争入札	築24半期	Dランク
36大牟田市	復興課住宅課	福岡県	筑後県	三川坑越境外掛排水設備工事	大牟田市西巷町二丁目4番外 地内	約4ヶ月	管	三川坑管内、米路普用トイレまでの上水導管込み及び茶葉普用トイレからの下水導管への接続(埋設)。取替約180m	指名競争	築24半期	

発注情報の一元化について(福岡県内地域区分図)



施工地域	市町村	施工地域	市町村
北九州	芦屋町	筑後	うきは市
	岡垣町		大川市
	遠賀町		大木町
	苅田町		大牟田市
	北九州市		小都市
	上毛町		久留米市
	築上町		大刀洗町
	中間市		筑後市
	豊前市		広川町
	水巻町		みやま市
	みやこ町		柳川市
	行橋市		八女市
	吉富町	筑豊	赤村
福岡	朝倉市		飯塚市
	糸島市		糸田町
	宇美町		大任町
	大野城市		嘉麻市
	春日市		川崎町
	粕屋町		香春町
	古賀市		鞍手町
	篠栗町		桂川町
	志免町		小竹町
	新宮町		添田町
	須恵町		田川市
	太宰府市		直方市
	筑紫野市		福智町
	筑前町		宮若市
	東峰村		
	那珂川町		
	久山町		
	福岡市		
	福津市		
	宗像市		

※各施工地域内における市町村は、五十音順で表記。

発注情報の一元化について(佐賀県内地域区分図)



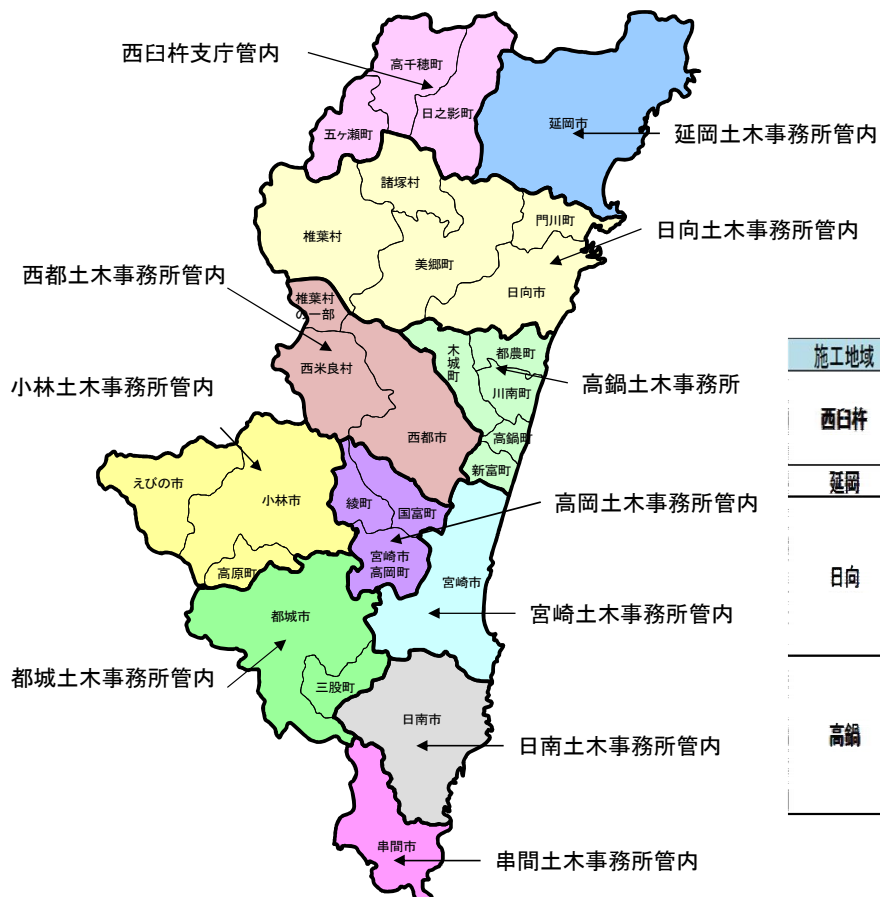
施工区域	市町
唐津	唐津市
	玄海町
伊万里	伊万里市
	有田町
杵藤	武雄市
	嬉野市
	鹿島市
	大町町
	江北町
	白石町
	太良町
佐賀	佐賀市
	多久市
	小城市
東部	神埼市
	鳥栖市
	吉野ヶ里町
	上峰町
	みやき町
	基山町

発注情報の一元化について(大分県内地域区分図)

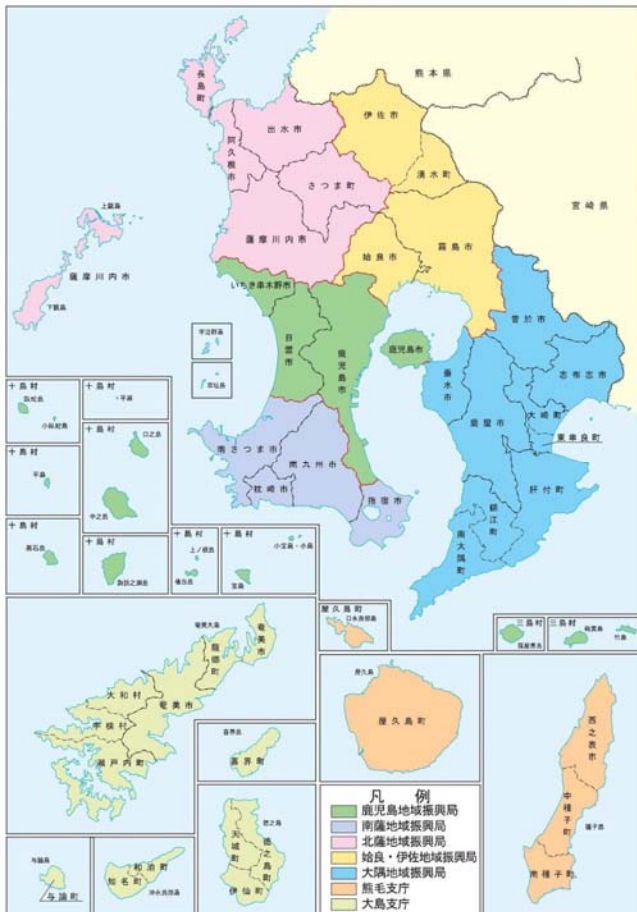


施工地域	市町村名
豊後高田	豊後高田市
国東	国東市
姫島	姫島村
別府	別府市
杵築	杵築市
日出	日出町
大分	大分市
由布	由布市
臼杵	臼杵市
津久見	津久見市
佐伯	佐伯市
豊後大野	豊後大野市
竹田	竹田市
玖珠	玖珠町
九重	九重町
日田	日田市
中津	中津市
宇佐	宇佐市

発注情報の一元化について(宮崎県内地域区分図)



施工地域	市町村	施工地域	市町村
西臼杵	高千穂町	西都	西都市
	日之影町		西米良村
	五ヶ瀬町		椎葉村の一部
日向	延岡市	高岡	国富町
	日向市		綾町
	門川町		宮崎市高岡町
	美郷町	小林	小林市
	椎葉村		えびの市
高鍋	諸塚村		高原町
	都農町	都城	都城市
	川南町		三股町
	木城町		串間市
	高鍋町	日南	日南市
	新富町		宮崎市(高岡町を除く)



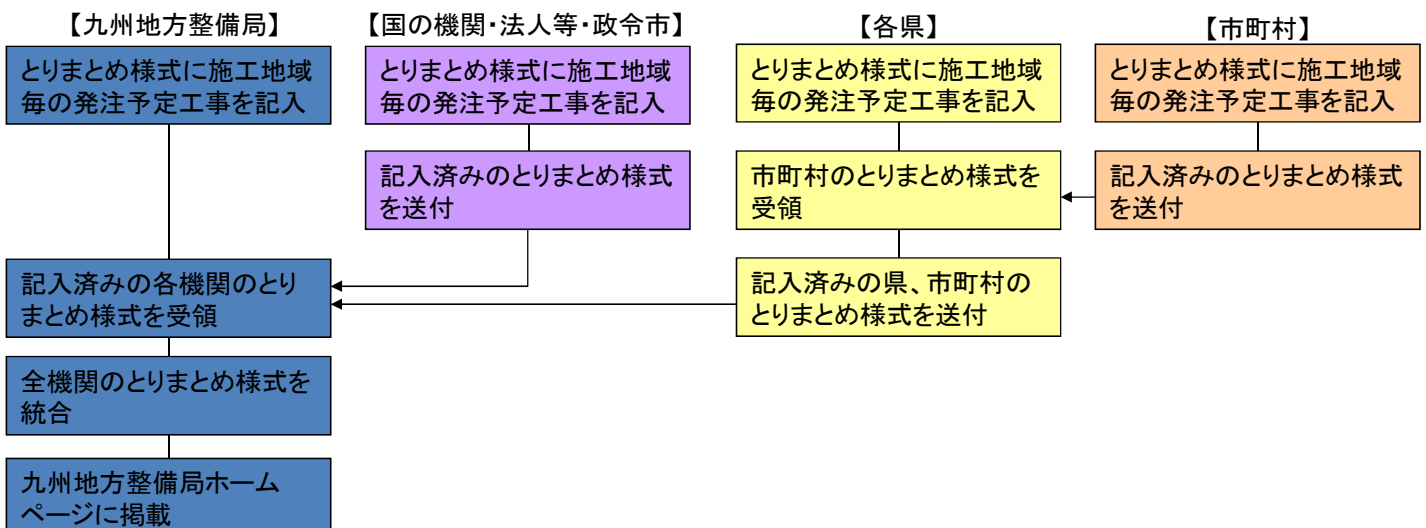
施工地域	市町村
鹿児島	鹿児島市
	日置市
	いちき串木野市
	三島村
	十島村
南薩	枕崎市
	指宿市
	南さつま市
	南九州市
	阿久根市
北薩	出水市
	薩摩川内市
	さつま町
	長島町
	大隅町

施工地域	市町村
始良・伊佐	霧島市
	伊佐市
	始良市
	湧水町
	鹿屋市
大隅	垂水市
	曾於市
	志布志市
	大崎町
	東串良町
	錦江町
	南大隅町
	肝付町

施工地域	市町村
熊毛	西之表市
	中種子町
	南種子町
	屋久島町
	奄美市
大島	大和村
	宇検村
	瀬戸内町
	龍郷町
	喜界町
	徳之島町
	天城町
	伊仙町
	和泊町
	知名町
	与論町

発注見通しの一元化へ向けた取り組み(作業フローと今後の予定)

○作業フロー

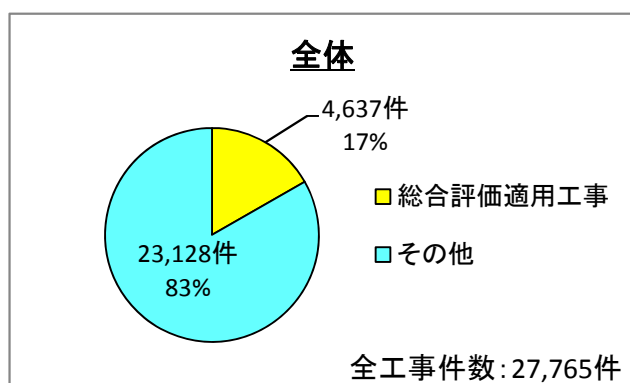


○現状と今後の予定

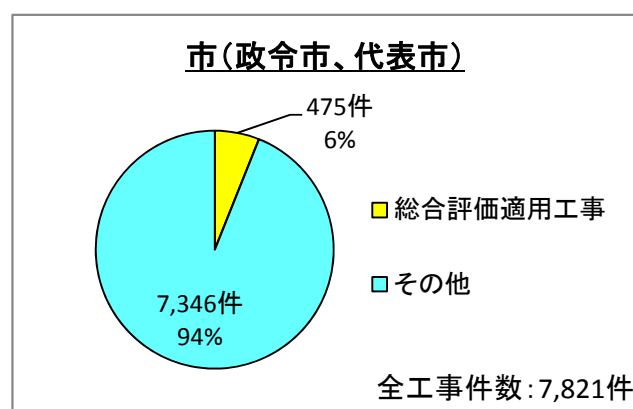
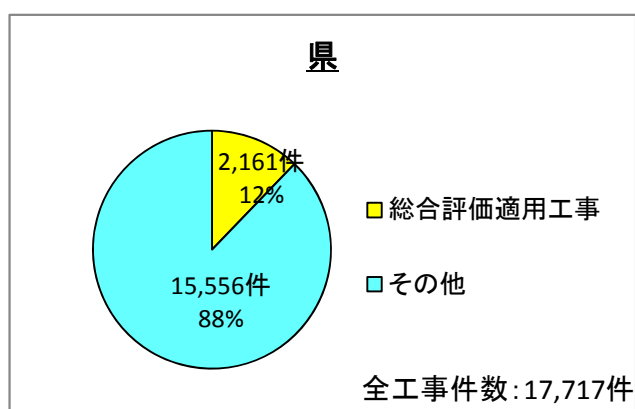
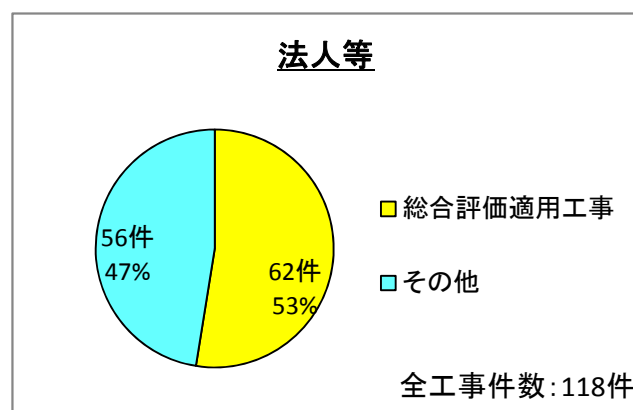
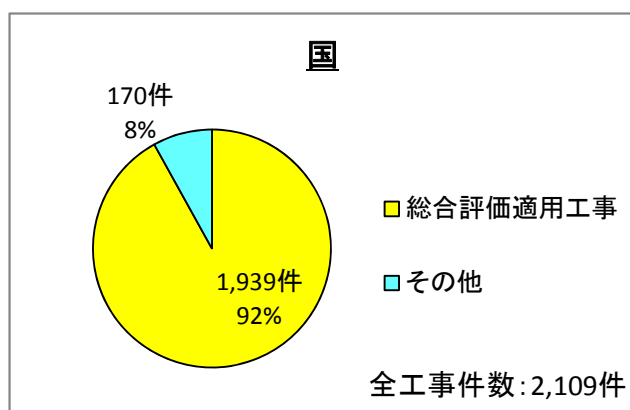
- 九州ブロック発注者協議会として、平成29年度より発注見通しの一元化公表を開始。
- 今後、四半期ごとに各発注機関の発注見通しを公表。

総合評価落札方式の実施状況(平成28年度実績)

◆全工事件数(※随意契約を除く)のうち、総合評価適用工事の割合



発注※ 機関	H28実績	
	全工事 (件)	総合評価 適用工事(件)
国	2,109件	1,939件
法人等	118件	62件
県	17,717件	2,161件
市	7,821件	475件
全体	27,765件	4,637件



※発注機関について

国： 警察庁九州管区警察局、財務省九州財務局、福岡財務支局、門司税関、長崎税関、国税庁福岡国税局、国税庁熊本国税局、農林水産省九州農政局、林野庁九州森林管理局、経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州地方整備局、九州運輸局、海上保安庁第七管区海上保安本部、海上保安庁第十管区海上保安本部、環境省九州地方環境事務所、防衛省九州防衛局、福岡高等裁判所

法人等： 西日本高速道路株式会社九州支社、(独)国立文化財機構九州国立博物館、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(独)都市再生機構九州支社、(独)水資源機構、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構

市： 北九州市、福岡市、熊本市、久留米市佐賀市、長崎市、八代市、大分市、宮崎市、薩摩川内市、鹿児島市(九州ブロック発注者協議会の構成員となっている政令市、代表市)

◆公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月4日 改正)より抜粋

(基本理念)

第3条

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

今後の発注事務の改善に向けた取り組み(案)

(1) 情報共有の推進

各県部会において、重点指標に関連した改善策や好事例等について情報共有を行う。

(例) ①適正な予定価格の設定

・県、市町村の積算システムの連携状況 等

②適切な設計変更

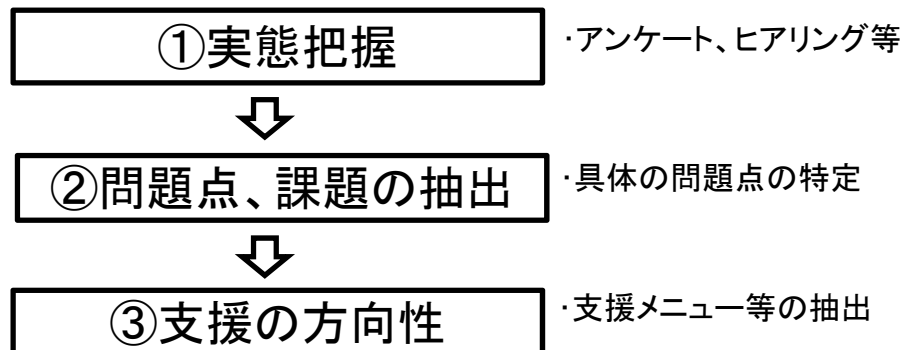
・いきいき現場づくり活用事例、設計変更ガイドライン活用事例 等

③施工時期等の平準化

・二カ年国債、繰越制度の活用、適正な工期設定 など

(2) 市町村の支援策の検討

各県部会等を活用して発注現場の問題点、課題を明らかにするとともに今後の市町村支援の方向性を検討。



発注事務の実態把握アンケート項目(案)

- ①発注体制の把握
- ②発注事務(発注計画～入札～監督・検査)のプロセスチェック
- ③全国重点指標に関する業務の問題点と改善要望の把握
- ④その他発注事務に関する悩み把握 等

建設現場の働き方改革に向けた取り組み ～週休二日の実施について～



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

働き方改革実行計画(平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定) 国土交通省

本文(建設業関係抜粋)

(現行の適用除外等の取扱)

現行制度で適用除外となっているものの取り扱いについては、働く人の視点に立って働き方改革を進める方向性を共有したうえで、実態を踏まえて対応の在り方を検討する必要がある。

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

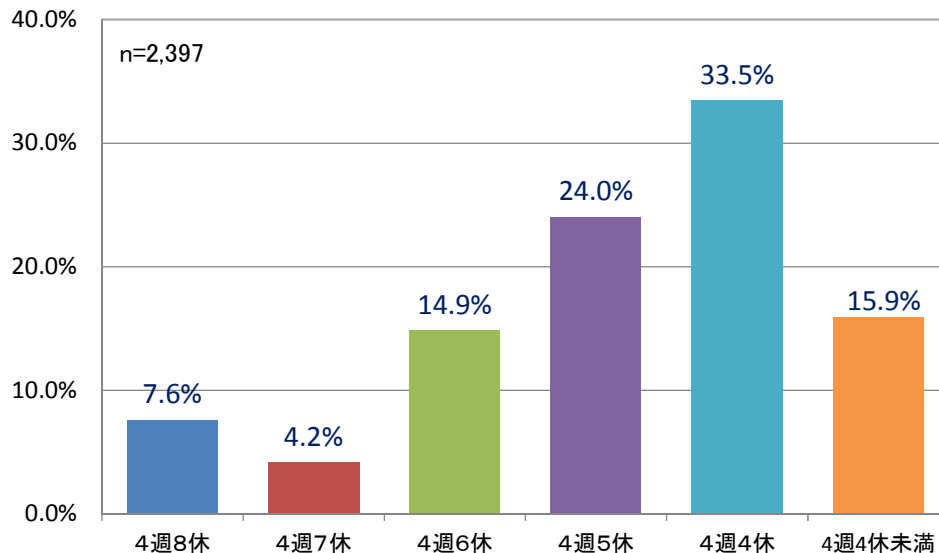
(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである。商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する。

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

- 直轄工事においては、4週8休を実施している現場は全体の1割未満。

現場の休日取得状況（H25、26年度竣工工事）

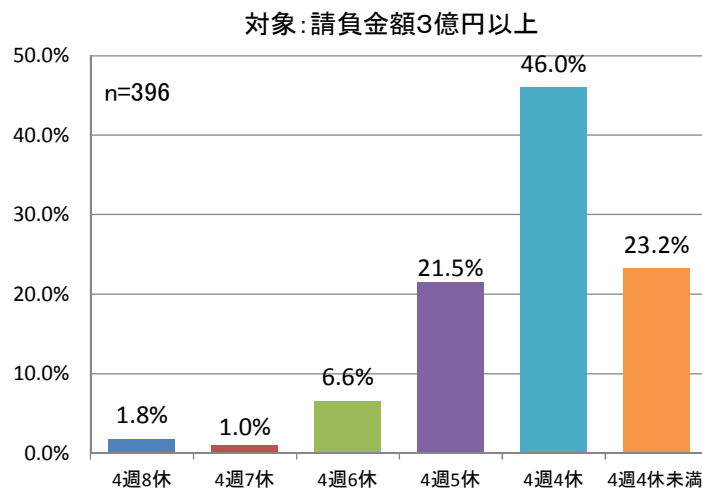
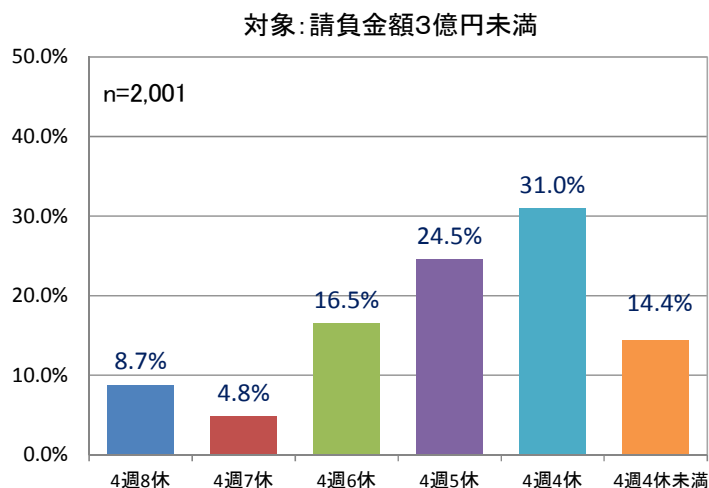


注：工期に占める休日から推定

【規模別】建設業における休日の状況（直轄工事）

- 直轄工事においては、4週8休を実施している現場は全体の1割未満。
- 請負金額が大きいほど、休日は少ない傾向にある。

現場の休日取得状況（H25、26年度竣工工事）



注：工期に占める休日から推定

平成29年5月16日

九州地方整備局

建設現場での「週休2日」を推進します。 ～建設業の働き方改革を実現し、担い手確保に努めます～

- 建設業の働き方改革の実現に向け、九州地方整備局が発注する直轄工事の現場で「週休2日」の導入を推進します。
- 具体的には、直轄工事の現場で「週休2日」を実現した工事に対し、間接工事費の補正、工事成績での加点評価を行います。

《取り組む施策のポイント》

- ① 工事内容に応じ、必要な準備期間と後片付け期間を確保
- ② 「週休2日」の実施は受注者が判断
- ③ 「週休2日」を達成した工事に対し、間接工事費を補正（増額）
- ④ 「週休2日」を達成した工事に対し、工事成績を加点評価

	4週8休	4週6休（7休）	4週5休
間接工事費の補正	○	—	—
工事成績の加点評価	○	○	—

《建設業の働き方改革》

- ◆ 建設業界では、若手技術者の離職や入職者が年々減少するなど、将来の担い手確保が大きな課題となっています。
- ◆ そのため、国土交通省では長時間労働の是正や休日確保できる環境整備を一層強化するなど、建設業の「働き方改革」を推進しています。

【問い合わせ先】

九州地方整備局 企画部 技術管理課長

技術管理課課長補佐

TEL：代表番号 092-471-6331

たけした しんじ
竹下 真治（内線 3311）おだ よしこひ
小田 禎彦（内線 3312）

直通番号 092-476-3546

建設現場での「週休2日」を推進します ～建設業の働き方改革により担い手確保に努めます～

【対象工事】

- 平成29年5月10日以降に契約手続きを開始する工事を対象とします
(営繕工事、災害復旧工事や年間を通しての維持工事等は対象外)

【週休2日とは】

- 「週休2日」とは、4週6休以上の休日を確保することとし、休日には現場での作業などは一切行わないこととします
- 休日には、祝祭日、夏期休暇、年末年始休暇及び降雨のために現場作業のできない日は含まないこととします

【適切な工期の設定】

- 「週休2日」の実現に向けて、発注段階より適切な工期を設定します
 - ・ 工事内容に応じた必要な準備期間と後片付け期間を確保します
 - ・ 工期算出には、現場の実態に合わせた工期を算出できる工期設定支援システムを活用します
 - ・ 施工条件を特記仕様書に明示し、受注者の責に寄らない施工条件の変更等については、各種ガイドラインに則り、適切に契約変更を行います

【意思表示】

- 「週休2日」の実施については、受注者の判断によるものとします
- 受注者は「週休2日」の実施を、工事打合せ簿で監督職員に協議します
実施する場合は「4週8休」「4週6休(4週7休を含む)」のいずれで実施するか明記します
- 実施する場合は、施工計画書の計画工程表に「4週8休」「4週6休(4週7休を含む)」いずれかの工程計画を反映したうえで、監督職員へ提出します
- 「週休2日」の実施にあたっては、「週休2日工事」であることを現場に看板等で掲示することにより、現場周辺へ「宣言」します
- 受注者は、実施工程表等により、「週休2日」の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告します

【確認方法等】

- 監督職員は、休日の確保を行った記録については、主任監督員が毎月1回実施工程表等で確認します
- 監督職員は、「週休2日」に取り組むにあたり日々の残業が大幅に増えないよう事前に指導します

【評価方法】

- 「4週8休」達成できた場合
 - ・ 工事成績における加点評価 ⇒ 加点評価を実施
 - ・ 間接工事費への補正 ⇒ 増額する
- 「4週6休(4週7休を含む)」達成できた場合
 - ・ 工事成績における加点評価 ⇒ 加点評価を実施
 - ・ 間接工事費への補正 ⇒ 増額しない

(休日作業の対象とならないケース)

- ・ 災害時の緊急時に発注者が作業を要請した場合
- ・ 異常気象時等による安全パトロール(安全訓練等によるパトロールは対象とします)
- ・ 現場見学会等、現場を公開する場合等

※上記以外のケースで休日作業として認めるかの判断は、受発注者間で協議し決定することとします

【成績評定・間接工事費の取り扱い】

- 「4週8休」が達成できた場合は、間接工事費率に以下の補正係数を精算時に増額します
 - ・ 【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.04
- 「週休2日」を達成した工事について、インセンティブとして「工事成績における加点評価」を実施します
達成できなかった場合の工事成績での加点評価は行わないこととします

i-Constructionについて

九州地整における ICT活用工事の実施状況

◆ ICT活用工事発注状況（平成29年5月19日現在）

		福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州
公告 済 み 件 数	発注者指定型	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	施工者希望Ⅰ型	5件	10件	5件	11件	13件	15件	27件	86件
	施工者希望Ⅱ型	87件	22件	20件	87件	31件	74件	55件	376件
	合 計 (A)	92件	32件	25件	98件	44件	89件	82件	462件
ICT活用実施工事件数 (B)		30件	13件	10件	34件	17件	33件	42件	179件
(内)ICT活用工事 完了済み件数		12件	2件	5件	16件	3件	11件	26件	75件
ICT活用 実施率 (B) ÷ (A)		33%	41%	40%	35%	39%	37%	51%	39%

※既契約でのICT活用工事は施工者希望型Ⅱ型に含む

※1工事あたり土工量が1,000m³以上の河川土工、海岸土工、砂防土工（掘削工・盛土工・法面整形工）及び道路土工（掘削工・路体盛土工・路床盛土工・法面整形工）を適用する工事を対象とする（ダム本体工事・トンネル工事は除く）

※赤字が九州地方整備局独自運用

九州地整における ICT土工の導入現場(H29.5.19現在) 1 / 2

事務所名	工事名	完了の有無	受注業者	No	事務所名	工事名	完了の有無	受注業者
筑後川河川事務所	筑後川北野地区築堤工事	完了	(株)南組	47	長崎河川国道事務所	長崎497号志佐地区改良工事	完了	(株)田浦組
	筑後川恵利地区(上流)堤防補強工事	完了	九州環境建設(株)	48		長崎497号仏坂地区改良3期工事	完了	(株)誠伸建設
	筑後川恵利地区(下流)堤防補強工事	完了	江上建設(株)	49		葛崎第3樋管新設及び築堤工事	完了	竹下建設工業(株)
	筑後川高野地区築堤工事	完了	濱崎建設(株)	50		長崎497号調川地区改良工事	完了	(株)上滝
	筑後川城島地区築堤外工事	完了	建武工業(株)	51		長崎497号志佐地区改良3期工事	完了	(株)梅村組
	矢部川高柳地区(上流)築堤工事	完了	(株)昭和組	52		長崎497号調川地区下免舗装工事	完了	(株)上滝
	矢部川鷹ノ尾地区(上流)築堤工事	完了	(株)河建	53		半造川築堤その他工事		(株)長崎西部建設
	矢部川文広地区上流築堤工事		木原建設(株)	54		立野地区斜面掘削その他工事		(株)福田組
	矢部川徳島地区築堤外工事	完了	(株)河建	55		中川橋上流地区堤防整備工事	完了	(株)皆本建設
	筑後川宮ノ陣地区堤防補強外工事	完了	堤工業(株)	56		瀧門上流地区河道掘削その他工事	完了	(株)池田建設
遠賀川河川事務所	矢部川本郷地区築堤工事	完了	(株)廣瀬組	57	菊池川河川事務所	瀧門中流地区河道掘削その他工事	完了	(株)八方建設
	矢部川川大地地区築堤護岸工事		(株)鍋田組	58		大浜上流地区堤防整備工事	完了	(株)熊野組
	矢部川泰仙寺・東津留地区築堤護岸工事		柳瀬口組	59		小原中流地区堤防整備工事	完了	(株)熊野組
	矢部川徳島地区旧堤撤去工事		柳瀬口組	60		下津原下流地区河道整備その他工事	完了	(株)高喜工業
	矢部川中島地区築堤及び市道改築受託合併工事		(株)廣瀬組	61		瀧門上流地区河道整備その他工事	完了	(株)八方建設
	広川黒田地区築堤外工事		森建設(株)	62		下津原中流地区河道整備工事		(株)フナガミ
	筑後川下野地区築堤外工事		森永建設(株)	63		中富地区河道掘削その他工事		(株)綿方建設
	筑後川大石地区堤防補強工事		(株)三原産業	64	熊本復興事務所	平成28年度災害復旧 熊本325号南阿蘇地区改良工事		松本建設㈱・大政建設㈱JV
	福地川下境地区築堤工事		(株)大和土木	65		九州横断道(嘉島～山都)高木地区改良4期工事	完了	明治建設(株)
	福地川上境地区築堤工事	完了	(株)川建設	66		九州横断道(嘉島～山都)北中島地区改良3期工事		五領建設(株)
	福地川上境地区上流部築堤工事		(株)白石組	67		平成28年度災害復旧緑川釈迦堂地区外堤防復旧工事		中内・界JV
	感田上流地区堤防強化工事		(株)高瀬組	68		緑川甲佐地区環境整備工事	完了	矢部開発(株)
福岡国道事務所	福岡208号 矢加部地区改良工事	完了	(株)中村組	69		緑川川口下流地区築堤工事		(株)岩永組
	福岡208号 大野島地区改良外工事		(株)南組	70		緑川甲佐地区環境整備(その2)工事		(有)八十建設
	福岡208号 西蒲池地区舗装工事		尾花建設(株)	71		熊本3号小津奈木地区改良2工区外工事	完了	(株)中山建設
	福岡208号 柳川西IC舗装工事		富士・大豊(共)	72		熊本3号水俣IC部改良1工区外工事		味岡建設(株)
	福岡3号 宮ノ陣6丁目地区改良工事		井越建設(株)	73		熊本3号水俣IC部函渠外工事		味岡建設(株)
	今宿道路 前原多久地区改良工事		アスミオ(株)	74		熊本3号大迫地区法面1工区工事		(株)土井組
	福岡208号 柳川大川地区改良工事		(株)宝栄工業	75		球磨川中流部河道整備工事	完了	味岡建設(株)
	平成28年度 辺春地区側道橋下部工外工事		(株)南組	76		熊本3号長野地区改良1工区工事	完了	(株)中山建設
	佐賀497号府指長田地区西改良工事	完了	(株)下村建設	77	八代河川国道事務所	大瀬地区外河道整備工事		八代港湾工業(株)
	佐賀497号府指長田地区東改良工事	完了	岡本建設(株)	78		中神地区外河道整備工事		青木建設(株)
	佐賀497号府指平松地区北改良工事		(株)岸本組	79		熊本3号大迫地区法面4工区工事		(株)江川組
	佐賀497号上万場地区南改良工事		笠原建設(株)	80		熊本3号水俣IC部改良2工区工事		(株)中山建設
	佐賀497号上万場地区北改良工事		唐津土建工業(株)	81		熊本3号町中地区舗装工事		(株)松下組
佐賀国道事務所	佐賀497号府指長田地区下改良工事		笠原建設(株)	82		球磨川上流部河道整備その1工事	完了	(株)江川組
	佐賀497号府指道津地区下改良工事		峰崎・石丸建設(共)	83		球磨川上流部河道整備その2工事	完了	味岡建設(株)
	みやき地区改良外工事		下村建設(株)	84		球磨川上流部河道整備その3工事	完了	(株)白砂組
	佐賀497号伊万里道路府指上地区改良工事		下村建設(株)	85		球磨川上流部河道整備その4工事	完了	九昭建設(株)
	佐賀34号武雄バイパス西地区舗装工事		松尾建設(株)	86		球磨川上流部河道整備その5工事	完了	(株)土井組
	佐賀497号府指平松地区南改良工事		牟田建設(株)	87		球磨川上流部河道整備その6工事	完了	三和建設(株)
武雄河川事務所	牛津川管内堆積土砂掘削外工事		岡本建設(株)	88	佐伯河川国道事務所	大分57号大野竹田道路狭田地区第2工区改良外工事		(株)盛田組
	六角川管内堆積土砂掘削外工事		富士建設(株)	89		大分57号大野竹田道路三宅地区構造物設置外工事	完了	谷川建設工業(株)
雲仙復興事務所	水無川1号砂防堤堤岸改築(その1)工事		(株)寺尾建設	90		大分57号大野竹田道路竹田IC地区第3工区改良外工事		後藤建設(株)
	水無川1号砂防堤堤岸改築(その2)工事		(株)吉川組	91		大分57号大野竹田道路竹田千引踏道橋下部工外工事		(株)盛田組
	水無川1号砂防堤堤岸盛土外工事		(株)上滝	92		大分57号大野竹田道路高伏地区第2工区改良外工事		(株)友岡建設

九州地整における ICT土工の導入現場(H29.5.19現在) 2 / 2

No	事務所名	工事名	完了の有無	受注業者	No	事務所名	工事名	完了の有無	受注業者
93	佐伯河川国道事務所	大分57号大野竹田道路高伏地区第4工区改良外工事		(株)盛田組	138	鹿児島国道事務所	鹿児島3号前田地区2工区改良工事		(株)渡辺組
94		大分57号大野竹田道路三宅地区第5工区改良外工事		(株)友岡組	139		鹿児島3号前田地区3工区改良工事	完了	こうかき建設(株)
95		大分57号大野竹田道路坪泉地区改良外工事		小田開発工業(株)	140		鹿児島3号福ノ江地区3工区舗装工事	完了	東亜道路工業(株)
96	山国川河川事務所	中川原地区築堤護岸工事	完了	(株)川原建設	141		鹿児島3号福ノ江地区1工区舗装工事	完了	南生建設(株)
97		平田地区掘削築堤工事		佐原建設(株)	142		鹿児島3号福ノ江地区2工区舗装工事	完了	ヤマグチ(株)
98	大分河川国道事務所	大分212号三光本耶馬溪道路跡田地区工事用道路外工事	完了	河津建設(株)	143		鹿児島3号福ノ江地区4工区舗装工事	完了	(株)渡辺組
99		大分212号三光本耶馬溪道路跡田IC地区構造物設置外工事		(株)川原建設	144		鹿児島3号出水北IC2工区改良工事	完了	丸福建設(株)
100		大分212号三光本耶馬溪道路跡田IC地区第2工区改良工事		(株)川原建設	145		鹿児島3号樺木地区2工区改良工事	完了	丸福建設(株)
101		大分212号三光本耶馬溪道路三光田口地区第6工区改良工事		(株)管組	146		鹿児島3号出水北IC1工区改良工事	完了	(株)植村組
102		国分地区河道掘削(その1)工事		河津建設(株)	147		鹿児島3号西前田地区1工区改良工事	完了	ヤマグチ(株)
103		国分地区河道掘削(その2)工事		(株)佐伯建設	148		鹿児島3号浦田地区1工区舗装工事	完了	南生建設(株)
104		国分地区河道掘削(その3)工事		(株)安部組	149		鹿児島3号浦田地区2工区舗装工事	完了	(株)渡辺組
105		宮崎10号 小峰地区改良工事	完了	(株)五幸建設	150		鹿児島3号出水IC改築工事		朝日工業(株)
106		宮崎218号 折原地区改良外工事	完了	(株)竹尾組	151	川内河川事務所	鹿児島3号前田地区4工区改良工事	完了	こうかき建設(株)
107		宮崎218号 深角南地区改良工事		上田工業(株)	152		鹿児島3号出水北IC5工区改良工事		こうかき建設(株)
108		宮崎218号 深角北地区改良工事		日新興業(株)	153		鹿児島3号前田地区5工区改良工事		丸福建設(株)
109		平成28年度 北川地区改良工事		(株)坂下組	154		鹿児島3号上流地区2工区舗装工事	完了	前田道路(株)
110		五ヶ瀬川野田地区上流掘削護岸工事		(株)緑建設	155		吉松地区上流堤防強化工事	完了	ヤマグチ(株)
111	延岡河川国道事務所	昭和町下流地区掘削護岸外工事	完了	(株)伊東建設	156		吉松地区上流堤防強化工事	完了	林建設(株)
112		昭和町上流地区掘削護岸外工事	完了	上田工業(株)	157		楠元地区堤防強化工事	完了	外園建設工業(株)
113		宮崎218号 深角西工区改良工事		(株)山崎産業	158		鶴田ダム再開発鶴田上流地区地すべり対策工事	完了	(株)田島組
114		野田地区掘削工事		矢野建設(株)	159		金波田地区下流掘削工事		(株)田代組
115		平成28年度 北川長井地区改良外工事		(株)伊東建設	160		金波田地区上流掘削工事		外園建設工業(株)
116	宮崎河川国道事務所	宮崎218号 深角東工区改良工事		日新興業(株)	161	大隅河川国道事務所	大小路地区掘削護岸1工区工事	完了	鎌田建設(株)
117		宮崎218号 末市地区改良工事		(株)竹尾組	162		大小路地区掘削護岸2工区工事		藤原建設(株)
118		昭和町掘削工事		(株)松澤組	163		大小路地区掘削護岸3工区工事		林建設(株)
119		皇子川2第1砂防堤堤岸その他工事	完了	(株)志多組	164		東川北環境整備工事		(株)志多組
120		武床谷第1砂防堤堤岸右岸工事	完了	吉原建設(株)	165		東九州道(大崎～鹿屋)岩永堀道橋下部工工事	完了	肝付土建(株)
121		大幡第10砂防堤堤岸その他工事	完了	龍南建設(株)	166		春松川3号堤堰補修補強その他工事	完了	(株)久保工務店
122		宮崎10号南横市地区踏道橋下部工(その2)外工事	完了	富岡建設(株)	167		東九州道(大崎～鹿屋)立小野地区改良工事	完了	(株)三共建設
123		中山谷3号砂田下流その他工事	完了	永野建設(株)	168		長谷川4号床園工・右岸導流堤工事	完了	(株)野添土木
124		宮崎10号南横市地区改良(その2)工事	完了	吉原建設(株)	169		長谷川5号床園工・右岸導流堤工事	完了	丸福建設(株)
125		東九州道(清武～北郷)芳ノ元地区改良外工事		富岡建設(株)	170		長谷川6号床園工・右岸導流堤工事	完了	(株)鹿丸
126	宮崎河川国道事務所	川原田地区根固補修工事	完了	(株)藤元建設	171	大隅河川国道事務所	野尻川外除石工・堰堤等補修工事	完了	丸福建設(株)
127		西町地区堤防浸透対策工事		大波開発㈱	172		東九州道(志布志～大崎)下郷地区側道外工事	完了	(株)池田建設
128		宮崎10号養原地区改良工事		永野建設(株)	173		長谷川渓流保全外工事	完了	(株)植村組
129		宮崎10号都城道路2工区南横市地区函渠設置外工事		(株)坂下組	174		東九州道(志布志～大崎)坂上地区改良工事		佐藤建設(株)
130		東九州道(北郷～日南)恵良地区改良(4工区)外工事		(株)坂下組	175		中福良橋架替(旧橋撤去)工事	完了	(有)山之口建設
131	宮崎河川国道事務所	東九州道(北郷～日南)大藤地区改良(9工区)外工事		龍南建設(株)	176		東九州道(大崎～鹿屋)天神地区(第2工区)改良工事	完了	肝付土建(株)
132		宮崎10号南横市地区改良(その3)工事		大波開発(株)	177		平成28年度桜島管内堤堰等補修・補強その他工事	完了	(株)渡辺組
133		東九州道(清武～北郷)芳ノ元地区改良(7工区)工事		大波開発(株)	178		東九州道(志布志～大崎)境添地区外改良工事		森建設(株)
134		宮崎10号南横市地区改良(その4)外工事		龍南建設(株)	179		東九州道(大崎～鹿屋)新堀込地区外改良工事		山佐産業(株)
135		宮崎10号南横市地区改良(その5)工事		旭建設(株)					
136		宮崎10号養原地区第3号函渠設置外工事		龍南建設(株)					
137		宮崎10号南横市IC改良工事		吉原建設(株)					

- 発注者別の工事費の割合は、国(独法等含む)が31%、県が31%、市町村が31%
- 地方公共団体に関連する工事費は全体の約7割を占めている

2015年度 発注者別の工事費 (出来高ベース)

(単位: 百万円)

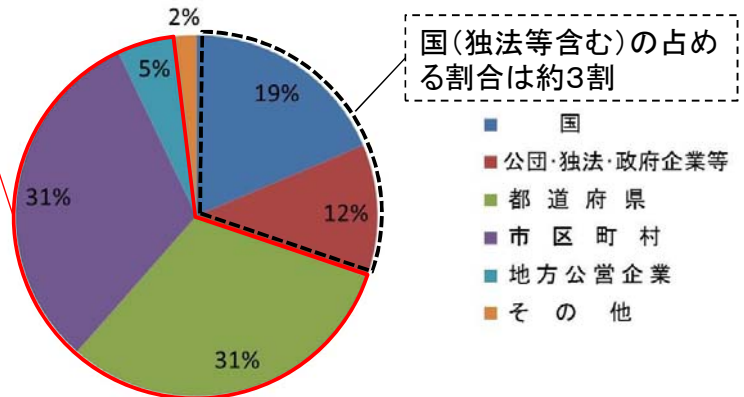
都道府県別	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州7県 合計
発注者別								
合 計	671,878	183,002	281,286	240,145	147,075	210,043	310,724	2,044,153
1. 国	99,925	22,083	29,577	52,275	27,079	72,175	77,540	380,654
2. 公団・独法・政府企業等	85,163	28,593	64,677	15,198	17,465	13,879	16,229	241,204
3. 都 道 府 県	148,881	52,484	103,013	86,516	55,163	66,034	122,718	634,809
4. 市 区 町 村	272,749	53,593	70,357	73,704	43,357	47,501	81,118	642,379
5. 地 方 公 営 企 業	53,094	5,909	12,812	10,548	3,789	7,769	11,177	105,098
6. そ の 他	12,067	20,339	850	1,905	222	2,686	1,942	40,011

建設現場の生産性向上を進めるためには、公共工事費の約7割を占める地方公共団体の取り組みが重要

各県説明会の開催

各県毎に県・政令市・市町村職員、建設コンサルタント、施工者等に対し、i-Constructionの取り組みやICT土工の基準等の説明会を開催。

福岡 1月26日 佐賀 1月18日 長崎 1月25日
熊本 2月17日 大分 2月1日 宮崎 2月16日
鹿児島 2月7日

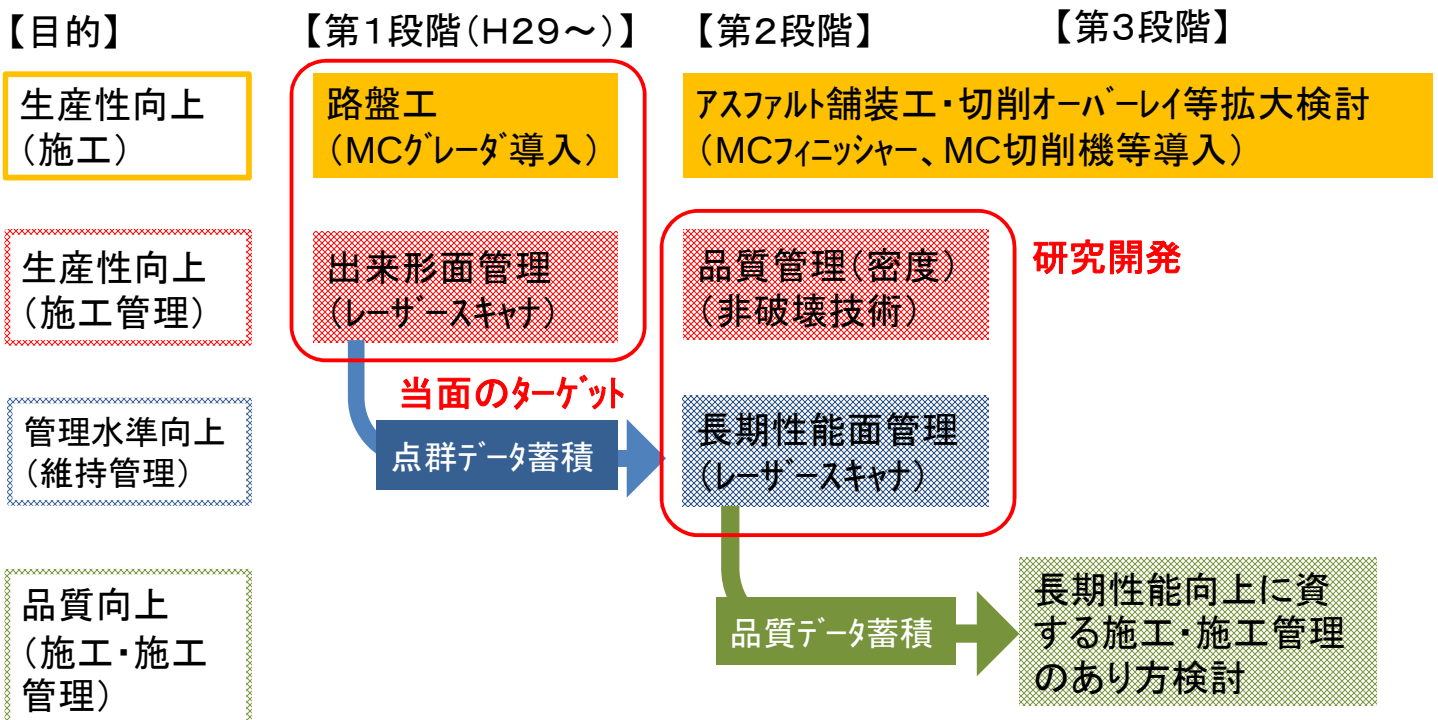


(出典)国土交通省「建設総合統計」(2015年度)

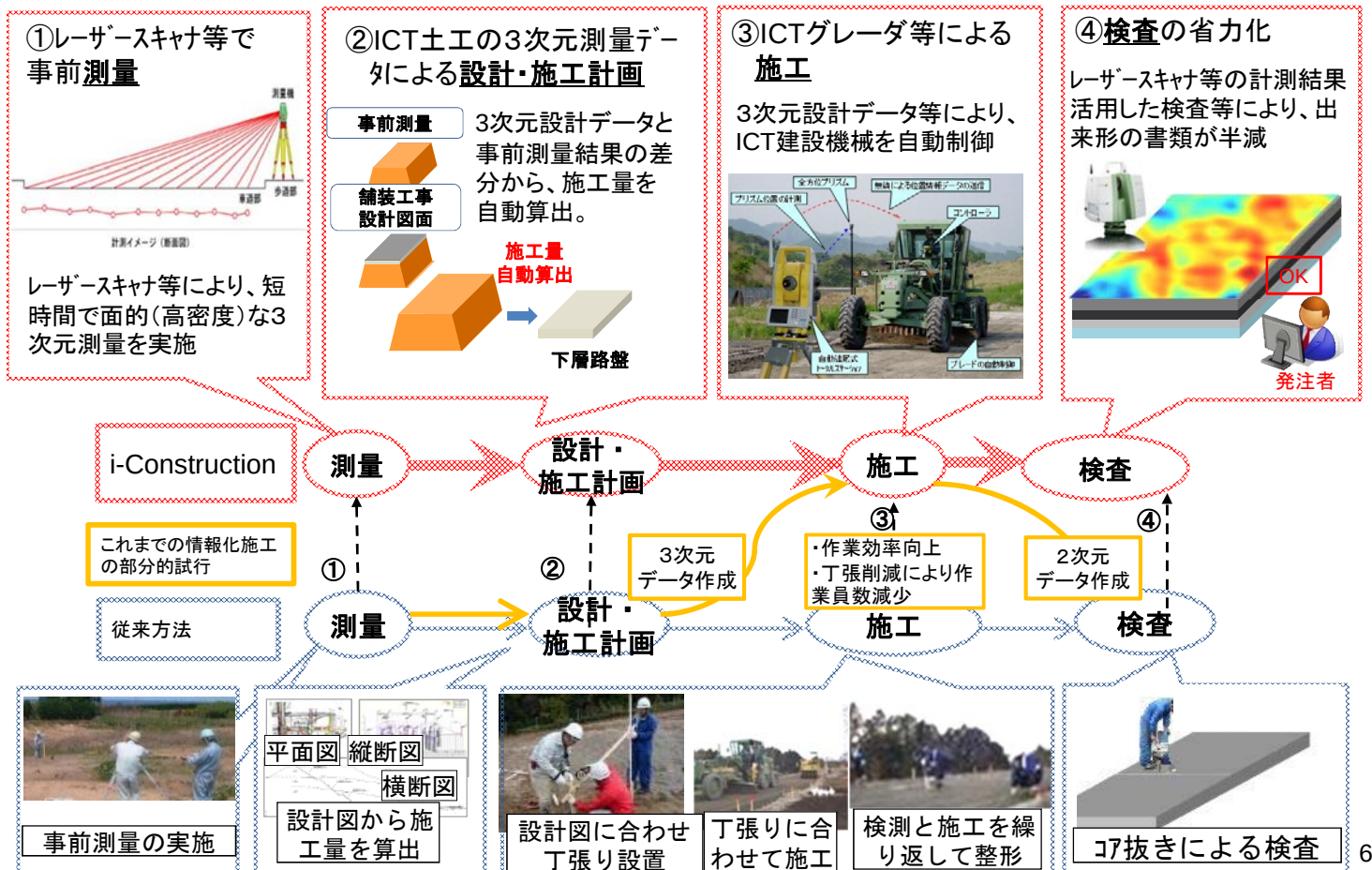
4

H29～ ICT舗装工を始めます

事業フェーズ(施工から維持管理)や目的(効率化から品質向上)に応じて段階的に取り組みを進める。



5

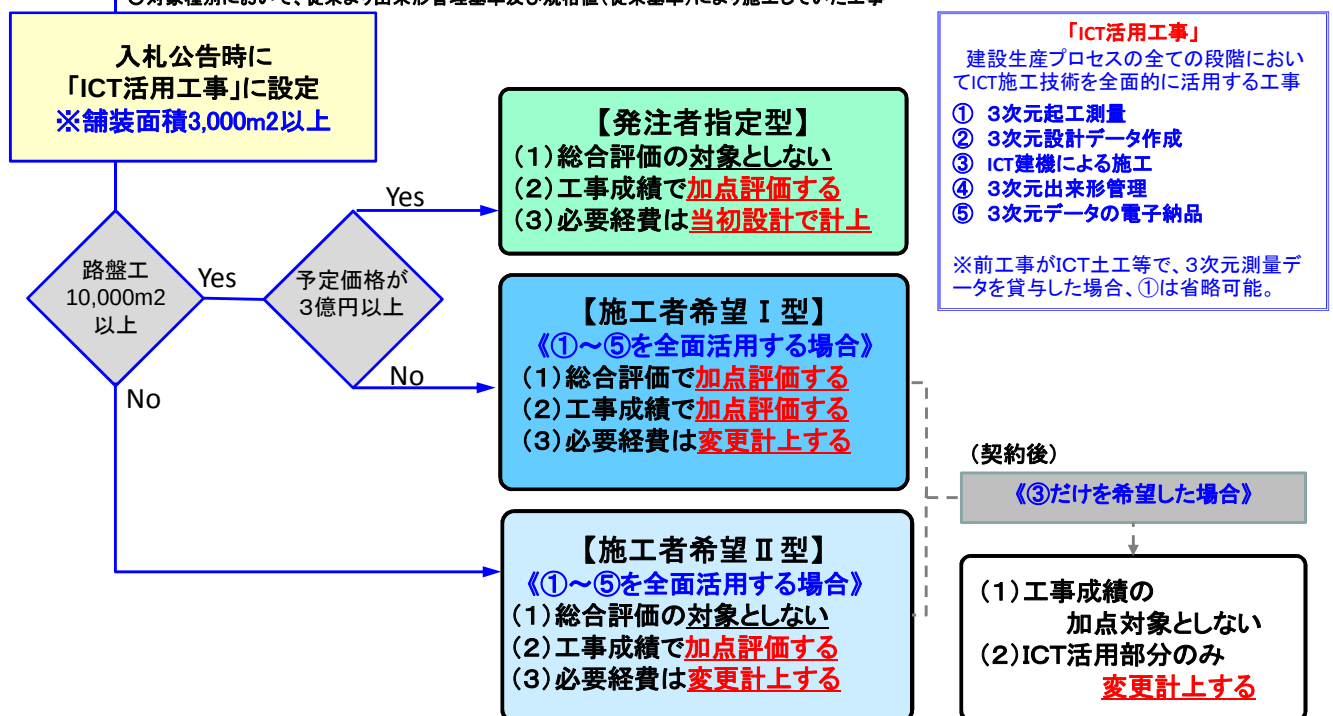


6

ICT舗装工の実施方針

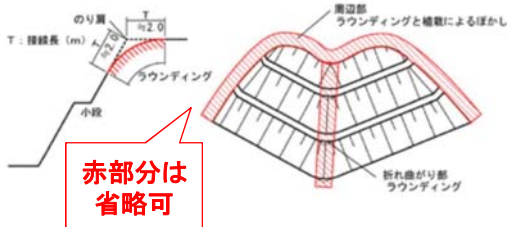
「アスファルト舗装工事」または、「一般土木工事」のうち、対象工種種別を含む工事

- 対象工種(工事区分)は、舗装工(舗装、水門)、付帯道路工(築堤・護岸、堤防・護岸、砂防堰堤)
- 対象種別は、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、グースアスファルト舗装工
- 対象種別において、従来より出来形管理基準及び規格値(従来基準)により施工していた工事

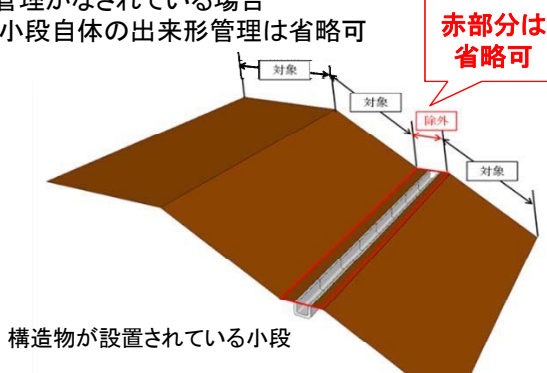


面管理が困難な個所の除外規定

- ラウンディングについては、3次元設計データでは面の変曲点としてしか作成しておらず、出来形管理(面管理)をすると不合格となる恐れ
⇒ラウンディング周辺の出来形管理は省略可



- 小段部に側溝などの構造物が設置され、土工面が露出しておらず、かつ小段部に設置する工種の出来形管理がなされている場合
⇒小段自体の出来形管理は省略可



【旧】

2-1-3 LSによる出来形計測箇所

LSによる出来形管理における出来形計測箇所は、下図に示すとおりとし、法肩、法尻から水平方向にそれぞれ±5cm以内に存在する計測点は評価から外しても良い。計測範囲は、3次元設計データに記述されている管理断面の始点から終点とし、全ての範囲で10cmメッシュに1点以上の出来形座標値を取得すること。

【解説】

上図に示すとおり、LSによる出来形管理で計測する3次元座標は、平場面、天端面、法面(小段含む)の全ての範囲で3次元座標値を取得し、出来形計測データを作成する。

また、法面の小段部に、側溝などの構造物が設置されるなど土工面が露出していない場合、小段部の出来形管理は、小段部に設置する工種の出来形管理基準及び規格値によることができる。

【新】

2-1-3 TLSによる出来形計測箇所

TLSによる出来形管理における出来形計測箇所は、(略)

3次元データによる出来形管理において、土工部の法肩、法尻や変化点または現地地形等の褶り合わせが必要な箇所など土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)によらない場合は、監督職員と協議のうえ、対象外とすることができる。

【解説】

上図に示すとおり、TLSによる出来形管理で計測する3次元座標は、平場面、天端面、法面(小段含む)の全ての範囲で3次元座標値を取得し、出来形計測データを作成する。

また、法面の小段部に、側溝などの構造物が設置されるなど土工面が露出していない場合、小段部の出来形管理は、小段部に設置する工種の出来形管理基準及び規格値によることができ、小段自体の出来形管理は省略してもよい。

このとき小段を挟んだ両側の法面は連続とみなしてもよいし、別の法面として評価してもよい。

8

ICT土工の「カイゼン」：空中写真測量の規制緩和

■ 基準改訂の例(空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領)

- ・ ラップ率や標定点計測方法の緩和により更なる効率化を図る

ラップ率の緩和



【現行の規定】
ラップ率が進行方向90%、隣接60%となるような飛行計画とする

【改定案】
実施ラップ率(進行方向)が80%以上であればよい。

標定点の設置・計測規定の緩和



【現行の規定】
・4級基準点、3級水準点相当の精度で計測

【改定案】
・横断測量相当の精度で良い(標高誤差±3cm)(※)

(※) 起工測量・出来高部分払いに対する要求精度のみの規定緩和

【効果】(※) 延長約1kmの出来形管理(外業)

- ・ 現行: 約120分(飛行速度1m/s, 4測線)
- ・ 改定: 約70分(飛行速度2m/s, 4測線)

【効果】(※) 延長約1kmの起工測量(外業)

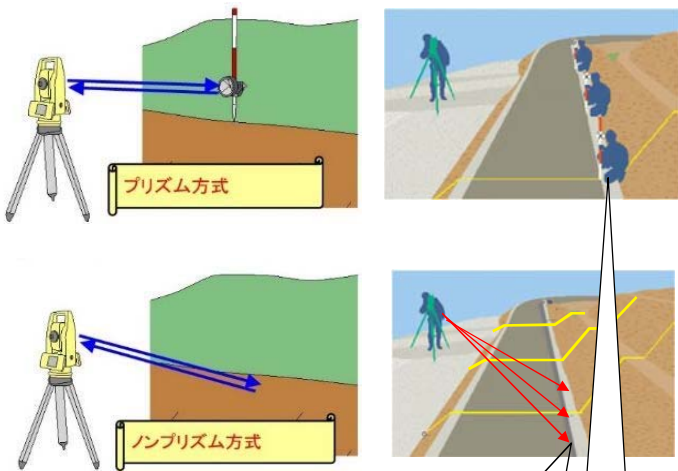
- ・ 現行: 約250分(TS使用)
- ・ 改定: 約170分(GNSSローバー使用)

9

■ 小規模工事等へ適用拡大するために対象技術を拡大の例

- ・すでに普及が進んでいるTS(トータルステーション)等をICT土工に適用対象として明確化

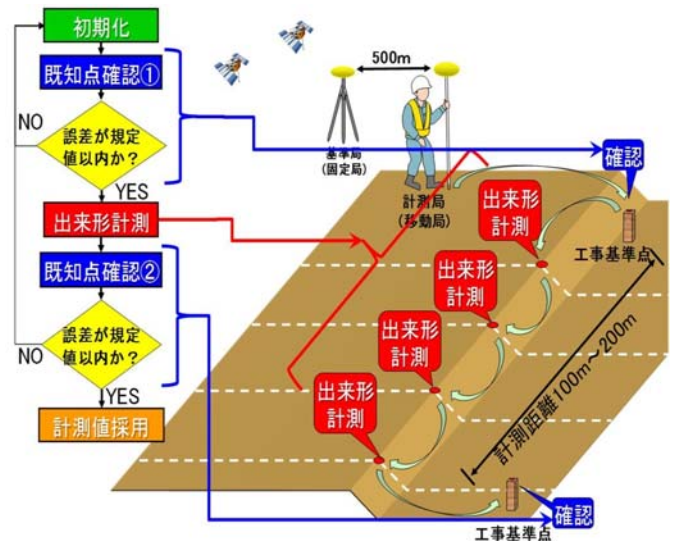
TS(トータルステーション)をICT土工に適用可能



出来形計測の場合、点密度で1m間隔以内(**1点/m²以上**)で概ね等間隔で得られるよう計測する。

人力で1mメッシュで測定
(出来形計測)

RTK-GNSSをICT土工に適用可能

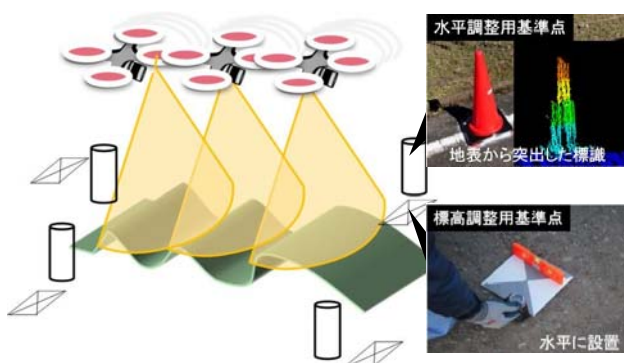


基準点で初期化を行い、誤差がないことを確認し、計測を1セット行う。最後に基準点での計測を行い、誤差以内であることを確認する。

10

ICT土工の「カイゼン」：新しい計測技術の導入(出来形管理要領)

レーザスキャナ搭載UAVを適用可能

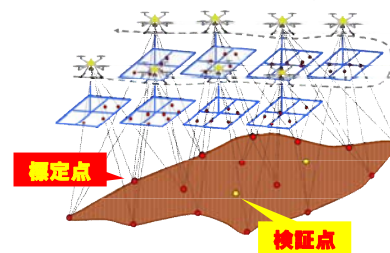


計測範囲の四隅に標高オフセット用の標定点(調整用基準点)を設置

調整用基準点の水平位置・標高較差により精度確認 (要求精度 較差RMS<50mm)

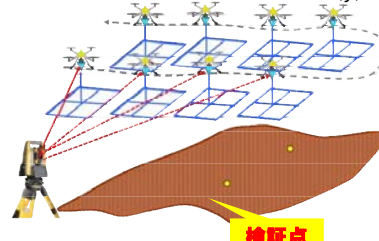
カメラ位置(UAV搭載)を直接計測できる手法

標定点の位置から撮影位置を逆算する。



4級基準点、3級水準点相当の標定点を現地に配置する。配置頻度が高く、計測作業の手間となっている。

空中写真測量時の撮影位置を求める。x,y,z



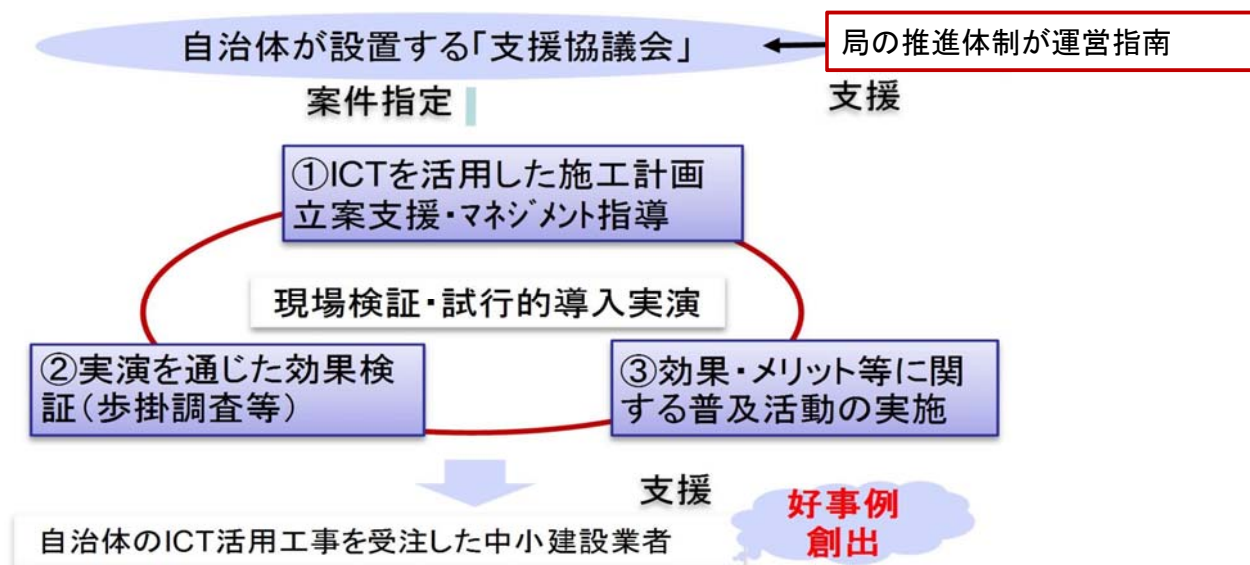
カメラ位置を直接計測することで、標定点の設置、計測作業を削減する。

カメラ位置を直接定位するイメージの例

いずれの技術も標定点の設置作業を軽減

11

- 建設業全体の生産性向上のためにはICT土工の裾野を中小建設業者に拡大することが必要
- そうした業者は自治体の小規模工事の担い手であることから、初期投資がかかるICT土工のメリットを経営層が実感する機会の創出をすることが重要



- 自治体のICT活用工事をフィールドにモデル工事を抽出
- その工事対象にICT施工専門家を派遣し、調達計画・工程計画、作業指導等の支援を実施
- 効果計測、メリット定量化、ノウハウ整理し共有

インフラメンテナンス国民会議 参画について (ご案内)

1. インフラメンテナンス国民会議 概要

○インフラメンテナンス国民会議とは 【リーフレットp. 2】
 インフラを良好な状態で持続的に活用するために、産学官民がー丸となつてメンテナンスに取り組む社会の実現に向けて、さまざまな主体が参画し、理念の普及、課題の解決及びイノベーションの推進を図るプラットフォームであり、活力ある社会の維持に寄与することを目的とする組織。

○平成28年11月28日 国民会議設立（設立総会開催） 【リーフレットp. 1】

○取組内容 【リーフレットp. 2】
 ①技術的革新の発掘と社会実装 【詳細はリーフレットp. 4】
 ②企業等の連携の促進 【" p. 3、p. 4、p. 5】
 ③地方自治体への支援 【" p. 4】
 ④インフラメンテナンスの理念の普及 【" p. 6】
 ⑤インフラメンテナンスへの市民参画の推進 【" p. 5】

2. 国民会議への参画方法について

○国民会議HP (<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/im/index.html>) より入会申込み可能（入会申込書に記入し、国民会議事務局へメール）

○入会金や年会費は無料（ただし、旅費等の活動に係る経費は自己負担）
【リーフレットp. 2】

3. 国民会議 参画のメリット [自治体（施設管理者）] 【リーフレットp. 6】

- 最新の技術や新たな取組みの試行を行うモデル自治体として、国や企業等からメンテナンスの支援が受けられる。
- アドバイザー等からの専門的アドバイスが受けられる。
- 自治体職員が最新のメンテナンス技術を学べる研修を受講できる。
- 先端的なメンテナンスの取組みを行う自治体等の情報が得られる。
- 最新のメンテナンス技術の情報を得られる。

<メリットの具体的な享受方法（例）>

- ◇支援：フォーラムを通じた民間企業とのマッチング、技術の現場試行、フォーラムにおけるアドバイザー（先進自治体、企業等）からのアドバイス 等
- ◇情報：国民会議会員メルマガ（1回/2週）（※）、フォーラムへの参加（インターネット遠隔配信も可）、国民会議HP 等

※特に、会員メルマガではフォーラムの案内、開催結果速報等の配信があり、HP等よりも最新情報の入手が可能。

インフラメンテナンス国民会議 参画について (ご案内)

1. インフラメンテナンス国民会議 概要

○インフラメンテナンス国民会議とは 【リーフレットp. 2】
インフラを良好な状態で持続的に活用するために、産学官民が一丸となつてメンテナンスに取り組む社会の実現に向けて、さまざまな主体が参画し、理念の普及、課題の解決及びイノベーションの推進を図るプラットフォームであり、活力ある社会の維持に寄与することを目的とする組織。

○平成28年11月28日 国民会議設立（設立総会開催） 【リーフレットp. 1】

○取組内容 【リーフレットp. 2】
①技術的革新の発掘と社会実装 【詳細はリーフレットp. 4】
②企業等の連携の促進 【" p. 3、p. 4、p. 5】
③地方自治体への支援 【" p. 4】
④インフラメンテナンスの理念の普及 【" p. 6】
⑤インフラメンテナンスへの市民参画の推進 【" p. 5】

2. 国民会議への参画方法について

○国民会議HP (<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/im/index.html>) より入会申込み可能（入会申込書に記入し、国民会議事務局へメール）

○入会金や年会費は無料（ただし、旅費等の活動に係る経費は自己負担）
【リーフレットp. 2】

3. 国民会議 参画のメリット [民間企業] 【リーフレットp. 8】

○インフラメンテナンスや国民会議の最新動向の情報を得ることができる。
○施設管理者等の実情やニーズについての情報を得ることができる。
○施設管理者や他の企業等に自社の技術や製品、サービスを知って頂くことができる。
○新たなビジネスチャンスやビジネスパートナーを発掘することができる。

＜メリットの具体的な享受方法（例）＞

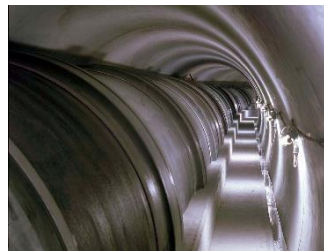
◇内容：フォーラムを通じた施設管理者（自治体）や企業間のマッチング、技術の現場試行 等

◇情報：国民会議会員メルマガ（1回/2週）（※）、フォーラムへの参加（インターネット遠隔配信も可）、国民会議HP 等

※特に、会員メルマガではフォーラムの案内、開催結果速報等の配信があり、HP等よりも最新情報の入手が可能。

インフラメンテナンス国民会議

Japanese Congress for Infrastructure Management



平成29年1月版
インフラメンテナンス国民会議 事務局

インフラメンテナンス国民会議の位置づけ

○ 老朽化の進むインフラ

我が国のインフラは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されます。これらインフラによって人々にもたらされる恩恵を次世代へも確実に継承していくために適切に維持管理・更新に取り組む必要があります。

政府としては、老朽化対策を一体的に推進するため、平成25年にインフラ長寿命化基本計画を策定しました。また、関係省庁は平成27年度までにインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定したところです。今後、関係省庁及び地方公共団体は、個別施設毎の長寿命化計画を平成32年度までに策定し、戦略的なインフラメンテナンスに取り組むこととしています。

しかし、戦略的なインフラの維持管理・更新を行っていくためには、施設管理者側による厳しい財政状況における維持管理・更新に係る予算の確保や、大部分の社会資本を管理している地方公共団体における技術職員の不足のほか、インフラの維持管理・更新を支える建設業等のメンテナンス産業や地域の担い手の確保等、社会全体として課題に取り組む必要があります。

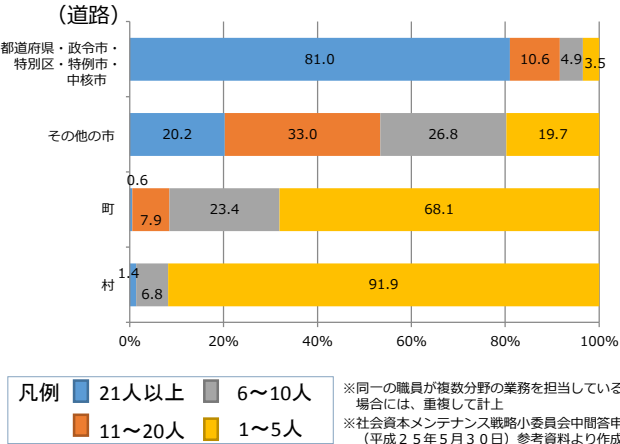
このため、産学官民が一丸となってインフラメンテナンスに取り組むとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図り、もって活力ある社会の維持に寄与することを目的として、平成28年11月にインフラメンテナンス国民会議を設立しました。

＜建設後50年以上経過する社会資本の割合＞

	H25年3月	H35年3月	H45年3月
道路橋 〔約40万橋 ^{注1)} （橋長2m以上の橋約70万のうち）〕	約18%	約43%	約67%
トンネル 〔約1万本 ^{注2)} 〕	約20%	約34%	約50%
河川管理施設（水門等） 〔約1万施設 ^{注3)} 〕	約25%	約43%	約64%
下水道管きよ 〔総延長：約45万km ^{注4)} 〕	約2%	約9%	約24%
港湾岸壁 〔約5千施設 ^{注5)} （水深-4.5m以深）〕	約8%	約32%	約58%

注1) 建設年度不明橋梁の約30万橋については、割合の算出にあたり除いている。
注2) 建設年度不明トンネルの約250本については、割合の算出にあたり除いている。
注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。（50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。）
注4) 建設年度が不明な約1万5千kmを含む。（30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。）
注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

＜維持管理・更新業務を担当する職員数＞



○ 政府としてインフラメンテナンス国民会議を設立

「日本再興戦略改訂2015」（平成27年6月閣議決定）において、インフラメンテナンス国民会議（仮称）を設立することが明記されました。また、その後の「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月閣議決定）等においても会議の設立を前提とした施策が位置づけられています。

◆ 日本再興戦略改訂2015-未来への投資・生産性革命-（平成27年6月30日閣議決定）

第二 3つのアクションプラン 二. 戦略市場創造プラン テーマ3：安全・便利で経済的な次世代インフラの構築
（2）新たに講ずべき具体的施策

③インフラメンテナンス産業の育成・活性化

「インフラ長寿命化計画（行動計画）」等を実行するための基盤となるインフラメンテナンス産業の育成・活性化を図るため、来年度より、産官学が総力を挙げてこれに取り組むプラットフォームとしてインフラメンテナンス国民会議（仮称）を設立するとともに、ベストプラクティスを表彰し理念を普及するインフラメンテナンス大賞（仮称）を創設する。

◆ 日本再興戦略2016-第4次産業革命に向けて-（平成28年6月2日閣議決定）

中短期工程表

中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化 ⑤」

2013年度～2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
	概要策定 後継計画策定	秋	年末	通常国会	
	メンテナンス産業の育成・拡大				
・メンテナンス技術者を育成・確保するための民間資格の登録制度の活用 ・建設だけでなく異業種からの参入も促進するためのインフラメンテナンス国民会議（仮称）の開催 ・メンテナンスにおける優れた取組の表彰の実施	民間技術者の育成・活用を促進、点検・診断等の業務の質を確保				
	産官学が連携し、民間の新技术の掘り起こしや異業種からの新規参入の促進、産業規模について検討、民間のノウハウの積極的な導入、メンテナンスに係る高度な技術者の育成				
	「インフラメンテナンス国民会議」（仮称）を設置 「インフラメンテナンス大賞」（仮称）を設置				事業者等の取組を促進し、理念を普及

インフラメンテナンス国民会議とは

○ 産学官民のプラットフォームとしてのインフラメンテナンス国民会議

インフラメンテナンス国民会議は、インフラを良好な状態で持続的に活用するために、産学官民が一丸となってメンテナンスに取り組む社会の実現に向けて、さまざまな主体が参画し、理念の普及、課題の解決及びイノベーションの推進を図るプラットフォームであり、活力ある社会の維持に寄与することを目的とする組織として、以下に取り組んで参ります。

- ① 革新的技術の発掘と社会実装
- ② 企業等の連携の促進
- ③ 地方自治体への支援
- ④ インフラメンテナンスの理念の普及
- ⑤ インフラメンテナンスへの市民参画の推進



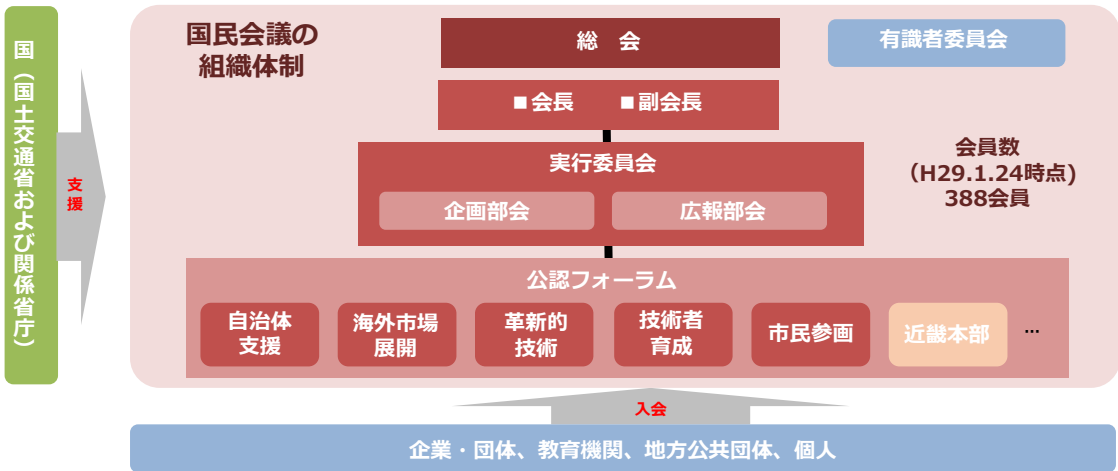
インフラメンテナンス国民会議の組織

○ 会員組織による運営

国民会議の活動については、国民会議の趣旨に賛同し活動に意欲のある企業、研究機関、施設管理者、市民団体等の会員にメリットのある活動を会員の主体的な運営により行うこととし、会員により構成される実行委員会、各部会事務局を設け、運営を行います。国民会議のプラットフォーム全体については、関係省庁の協力を得て、国土交通省が事務局を行います。

また、インフラメンテナンスの課題について、会員が知識・人材の交流を深め解決策を見いだす場として、会員の発意に対して国民会議が認定して設置される公認フォーラムを開設します。

なお、国民会議設立後一定期間は、国の施策の一部として国が事務局を担いますが、その後は会員によって自立的に運営していけるよう、社団法人化も含め、運営方法について検討を行って参ります。



○ 企業、行政、団体、個人による会員組織

会員は、国民会議の趣旨に賛同して十分な意欲を持って活動に参画していただける企業、団体、行政機関（国を除く）又は個人による正会員（下表(1)～(4)）とし、正会員については、入会の手続きを経て会員の資格を取得することとします。

そのほか、国民会議運営のために会員の推薦によりご入会いただく特別会員や、活動以外の形態により国民会議に協力をいただく賛助会員があります。

正会員	(1)企業会員	国民会議の目的に賛同して入会する企業
	(2)行政会員	国民会議の目的に賛同して入会する行政機関（国を除く）
	(3)団体会員	国民会議の目的に賛同して入会する団体（(1)及び(2)の団体を除く）
	(4)個人会員	国民会議の目的に賛同して入会する個人
非正会員	(5)特別会員	国民会議の事業に必要であるとして正会員に推薦され、国民会議の目的に賛同して入会する行政機関（国を除く）
	(6)賛助会員	国民会議の目的に賛同し、国民会議の事業に協力する企業、企業以外の団体又は個人

Q1：国民会議の参画に入会金や年会費はかかりますか。
A1：かかりません。
ただし、旅費等の活動に係る経費は自己負担となります。



産学官民によるインフラメンテナンスの推進

インフラメンテナンส์国民会議は、我が国のすべてのインフラメンテナンスの円滑な実施を目標とし、それを支援するために必要な産学官民のプラットフォームを運営するとともに、インフラメンテナンスの円滑な実現に向け必要な事業を行ってまいります。

プラットフォーム機能

- ・会員とのネットワーク・ハブ機能
- ・メールマガジンの発行
- ・アドバイザーによる助言体制
- ・公認フォーラムの設置

インフラメンテナンスの推進に必要な調査・研究

- ・国民会議のビジョンづくり
- ・自治体支援方策
- ・市民参画によるインフラメンテナンスの可能性
- ・インフラメンテナンส์市場規模の推定

インフラメンテナンส์に関するオープンイノベーションの推進

公認フォーラム

インフラメンテナンスの技術開発では、管理者側のインフラ維持管理の課題（ニーズ）と民間企業側の技術開発（シーズ）との間で、これまで十分に情報交換ができていない状況がありました。また、膨大なインフラの老朽化の進行に対し、センサー、情報通信、材料、加工技術等のこれまでにない革新的な技術を導入して生産性革命を進めていく必要があります。

このため、国民会議では、インフラメンテナンส์上の課題を抱える会員が、「企業内部と外部のアイデアを有機的に結合させ、価値を創造する」（ハーバード・ビジネススクール チェスブロウ助教授）オープンイノベーションの手法によって、外部の技術やノウハウ等を取り込み、解決策を見いだす場として公認フォーラムを開設します。

当面は「革新的技術」、「自治体支援」、「技術者育成」、「市民参画」などをテーマとして公認フォーラムの活動を実施していきます。

○ フォーラムの定義

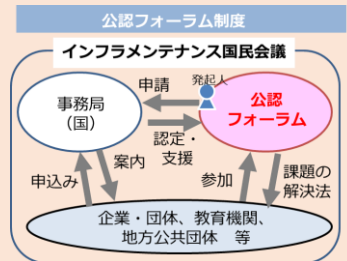
インフラメンテナンส์における課題について、オープンイノベーションの手法により課題の解決策を見出すための場

○ フォーラムの概要

- ・フォーラムの設置は実行委員会がテーマの発起人より依頼を受け、その目標とフォーラムリーダーを決定
- ・フォーラムはフォーラムリーダーと事務局によって運営
- ・フォーラムメンバーは、フォーラムの目標達成に向けて協力
- ・フォーラム参加者は、フォーラムの内容や成果、フォーラムにおける会員間のコネクションを活かして自己の活動やビジネスに展開することが認められる
- ・フォーラムの結果はインフラメンテナンスの共有財産として公開



産：建設業界、メンテナンスに関心がある業種の企業等
学：研究シーズを持つ大学、メンテ技術者を育成する大学等
官：ニーズを抱える地方公共団体等
民：NPO等



公認フォーラム

管理者の参画

共創型（方式：コンソーシアム、アイデアソン、ハッカソン等）

テーマ
自治体支援
海外市場展開 等

オープンイノベーション

機会提供型（方式：マッチング会、ピッチイベント、交流会 等）

テーマ
IT
市民参画
技術者育成 等

- ・各社の技術革新・サービス開発
- ・各自治体・団体の活動の発展

革新的技術の開発と実装の加速

インフラメンテナンス国民会議では、具体的な施設管理者のニーズや技術の課題を明確化し、解決のシーズ技術を持つ企業の参入を促進しています。施設管理者とさまざまな業種の企業等がオープンイノベーションの手法で議論する場を設けることにより、技術開発を促進するとともに、技術開発成果の社会実装が図られるよう取り組みます。また、技術開発にあたっては、企業マッチングや技術開発の実証フィールド等をコーディネートします。

革新的技術フォーラム

●メンテナンス技術の提案・議論の場の開催

① 施設管理者による課題の発表



② 民間企業等による技術の紹介



③ 課題の解決策等を全体で議論



④ 解決策や残された課題を共有



●企業マッチングをコーディネート

(技術コラボレーションの事例)

- ・ A 社のスマホによる振動計測技術に B 社の画像を用いた路面性状把握技術をコラボし、路面の不陸と表面状態の統合把握手法の開発に展開中。



●技術マッチングコンテスト（仮称）の実施

インフラメンテナンス産業への革新的技術の導入、新たなアイデアの発掘の促進のため、企業や施設管理者等有する既存技術・素材・ビッグデータ・フィールド等をオープンにし、組み合わせや応用による新たな利活用方法・技術開発や商品・サービス化、課題解決のブレークスルーのアイデアを競い合う。

民間企業等のノウハウの活用

自治体等が包括的民間委託等の制度を運用する上での課題を明確化し、グループ討議等の実施により、自治体や民間企業等のノウハウの情報交換等を促進してまいります。

自治体支援フォーラム

グループ討議の開催

- ・ 自治体がメンテナンスに係る課題（テーマ）を提示し、それらの課題（テーマ）に対し、他の自治体の経験や民間企業等のノウハウ、知恵やアイデアを紹介する。
- ・ 課題の深掘りを行い、民間企業等の知恵やアイデアを踏まえた課題解決に向けた方向性などを議論する。

グループ討議のイメージ

①自治体による説明
(現況、テーマ設定
等の趣旨説明)



②他の自治体や
民間企業等による
情報の紹介



③課題解決に向
けた方向性など
を議論



④複数回、班を
シャッフルしな
がら議論を発展



⑤自治体側の今
後の検討課題の
発表



インフラメンテナンスの技術者育成

維持管理更新等の担い手となる建設産業が持続的に発展していくため、将来を担う技術者・技能者の確保・育成に向けた取組を推進します。

技術者育成フォーラム

技術者育成フォーラムを開催し、技術者育成の取組事例の共有を図るとともに、今後のインフラメンテナンスの技術革新や海外展開を見据えた技術者の将来像や社会的な位置づけ、技術スキル等のビジョン、その実現に求められる資格、人材育成システム等の各種制度等について検討しながら、インフラメンテナンスを支える技術者育成を支援します。

- テーマ：インフラメンテナンスを支える技術者育成
- 体制：産官学民のメンテナンスを担う技術者、技術者養成講座を実施する大学等、技術者育成を推進する地方公共団体、メンテナンスに参画する市民団体
- 実施内容：現場研修会、勉強会、ワークショップを通じた技術者マインドの醸成

技術者育成フォーラム



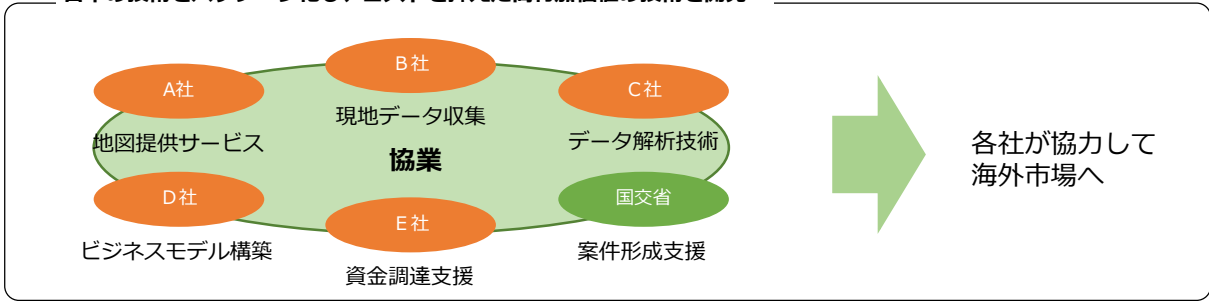
メンテナンス産業の海外進出の支援

我が国のGDP600兆円市場における有望分野の一つとされるメンテナンス産業の活性化に向け、我が国の最先端技術によるイノベーションによって「インフラメンテナンスの生産性革命」をおこすとともに、200兆円とも推計される海外のメンテナンス市場への進出を支援する事業を行います。

海外プロジェクト案件形成、ビジネスマッチング

海外市場展開フォーラムを開催し、海外展開を目指す企業の課題解決、ビジネスマッチングによる新たなプロジェクトの形成を支援します。

日本の技術をパッケージ化し、コストを抑えた高付加価値の技術を開発



海外市場、制度調査、海外展開支援

海外市場の情報、各国の制度を調査し、情報共有を行います。

海外向け情報発信

さまざまな機会やツールを活用し、海外展開を目指す企業のメンテナンス技術を海外向けに情報発信していきます。

インフラメンテナンスの理念の社会的な普及

インフラメンテナンส์国民会議は、インフラメンテナンスの理念の社会的な普及を図るため、情報発信やインフラメンテナンส์大賞の広報への協力等を行っています。

HP、SNS等による情報発信

○「インフラメンテナンส์国民会議 会員メルマガ」の発行について
国民会議の事務局及び広報部会から会員あてに、国民会議の活動状況、今後の予定、会員の活動等をお知らせするメルマガを各週火曜日に配信しています。

○ インフラメンテナンส์国民会議HPについて
インフラメンテナンส์国民会議の活動を発信するホームページを開設していますのでご覧ください。

URL：<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/im/index.html>

インフラメンテナンส์大賞

※本大賞の実施主体は関係省庁であり、国民会議は本大賞の広報等の協力的な活動を行います。

○ 概要・目的

国民へのメンテナンスの理念の普及を図るため、日本国内のインフラメンテナンส์に係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介する

○ 表彰対象

ア メンテナンส์実施現場における工夫部門
イ メンテナンส์を支える活動部門
ウ 技術開発部門

インフラメンテナンส์大賞の概要

	インフラメンテナンส์大賞の概要
1 主催者	国土交通省・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・防衛省
2 表彰時期	毎年
3 表彰対象	インフラメンテナンส์にかかる特に優れた取組・技術開発
4 審査方法	選考委員会で審査
5 表彰の種類	各省大臣賞／特別賞／優秀賞

運営方針

○ 会員のメリットを最大化する運営

国民会議では、企業、研究機関、施設管理者、市民団体等の会員がそれぞれ享受できるメリットを最大化する運営を行います。

民間企業

- ・インフラメンテナンส์や国民会議の最新動向の情報を得ることができます。
- ・施設管理者等の実情やニーズについての情報を得ることができます。
- ・施設管理者や他の企業等に自社の技術や製品、サービスを知っていただくことができます。
- ・新たなビジネスチャンスやビジネスパートナーを発掘することができます。

市民団体等

- ・他の団体との交流及び活動参画の機会を得ることができます。
- ・行政の最新動向の情報を得ることができます。

施設管理者

- ・最新の技術や新たな取組みの試行を行うモデル自治体として、国や企業等からメンテナンส์の支援が受けられます。
- ・アドバイザー等からの専門的アドバイスが受けられます。
- ・自治体職員が最新のメンテナンส์技術を学べる研修を受講できます。
- ・先端的なメンテナンส์の取組みを行う自治体等の情報が得られます。
- ・最新のメンテナンส์技術の情報が得られます。

国民会議に参加するには

インフラメンテナンス国民会議の会員となって、活動に参加したい方は、事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先

(インフラメンテナンス国民会議 事務局)

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 徳尾、鎮西、古賀

TEL : 03-5253-8912、E-mail : hqt-maintenance-sogo@ml.mlit.go.jp

国土交通省 大臣官房 公共事業調査室 横山

TEL : 03-5253-8258